

かすみがうら市
一般廃棄物処理基本計画（案）

平成 27 年 3 月

か す み が う ら 市

第1章 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 適用範囲	2
1. 計画対象地域	2
2. 計画対象廃棄物	2
3. 計画目標年次	3
第3節 法体系等	4
1. 法体系	4
2. 上位計画	5
第4節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	7
第2章 地域概況	8
第1節 位置と地勢	8
第2節 人口・世帯	9
第3節 産業構造及び土地利用状況	10
1. 産業構造	10
2. 土地利用	11
第4節 市の総合計画について	12
第3章 ごみ処理基本計画	13
第1節 ごみ処理体制	13
1. かすみがうら市のごみ処理フロー	13
2. 分別区分と収集体系	14
3. 中間処理施設	15
4. 最終処分場	15
第2節 ごみの排出抑制・資源化の取組み	17
1. 集団回収	17
2. 生ごみの堆肥化・減量化	17
第3節 ごみの排出量の実績及びその性状	18
3. ごみの種類別排出量	18
4. ごみの性状	20
5. 資源化量の実績	21
6. 最終処分量の実績	21
第4節 ごみ処理に関する課題の整理	22
第5節 基本理念	23
第6節 基本方針	23
第7節 ごみ処理計画	24
1. ごみの減量目標について	24
2. 将来人口	25

3. ごみ排出量の予測	26
4. 家庭系ごみ排出量の予測	27
5. 事業系ごみ排出量の予測	27
6. 焼却処理量の予想	28
7. 資源化率の予測	28
8. 最終処分量の予測	29
第8節 施策の体系	30
1. パートナーシップ推進計画	32
2. 排出抑制推進計画	33
3. 収集・運搬計画	34
4. 中間処理計画	35
5. 最終処分計画	35
6. その他のごみ処理に関する計画	35
第4章 生活排水処理基本計画	37
第1節 生活排水の現状と課題	37
1. 生活排水処理行政の動向（国・茨城県）	37
2. 生活排水処理施設について	38
3. 生活排水処理の体系	39
4. 生活排水処理の実績	44
5. 課題の整理	48
第2節 生活排水処理基本計画	50
1. 基本理念	50
2. 基本方針	50
3. 数値目標	51
4. 生活排水処理の将来予測	51
5. 生活排水処理計画	53
第5章 計画のフォローアップと事後評価	56

第1章 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

今日環境問題の重要度がますます高まっていく中、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に基づく循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月改定）が策定され、環境保全を前提とした循環型社会※の形成を標榜しています。

一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」とします。）の目的は、第 1 条にあるように「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」であり、一般廃棄物の処理に関しても、生活環境保全のみならず循環型社会の形成を目指していく必要があります。

一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」とします。）は、かすみがうら市（以下、「本市」とします。）が長期的・総合的視点に立って、循環型社会形成のための計画的なごみ及び生活排水処理の推進を図るための基本方針として、ごみ及び生活排水の発生から、収集運搬、中間処理及び最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために必要な基本事項を定めることを目的として策定しました。

※「循環型社会」とは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものについては適正に処分することが確保されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

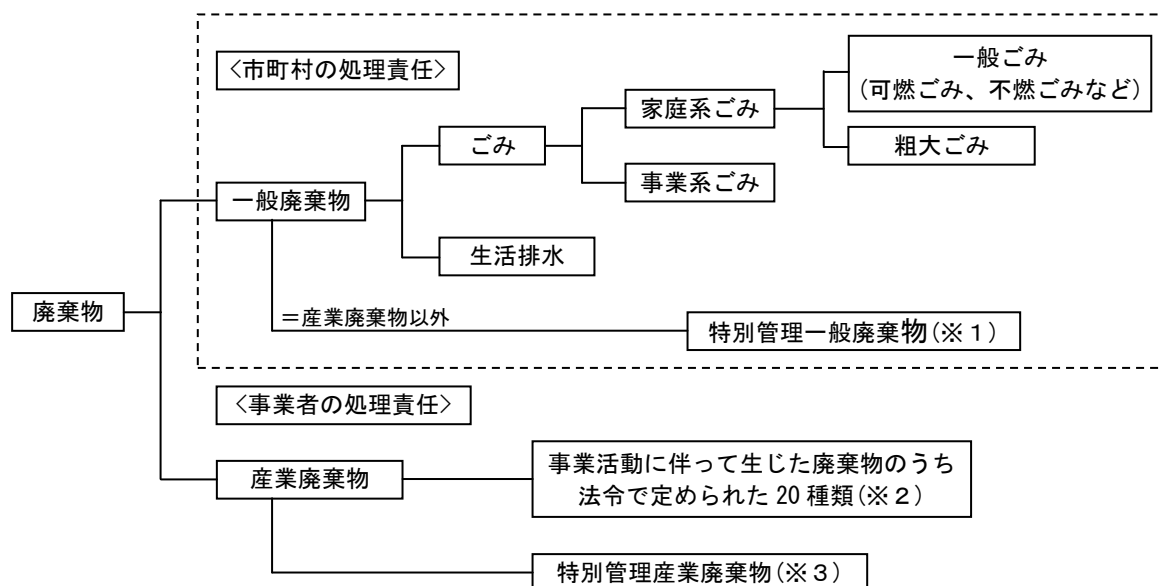
第2節 適用範囲

1. 計画対象地域

本計画の対象区域は、本市内全域とします。

2. 計画対象廃棄物

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている20種類のものと、輸入された廃棄物のことを指します。本計画において対象とする廃棄物は、生活排水も含めた「一般廃棄物」です。廃棄物の区分を図1-1に示します。



※1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※2：燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物（コンクリート固化したものなど）、上記20種類の産業廃棄物を処分するために処理したものと、資源回収を目的として輸入された廃棄物（主に廃乾電池、ヨウ素含有廃触媒など）

※3：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

資料：環境省

図 1-1 廃棄物の区分

3. 計画目標年次

本計画は、平成 27 年度（2015 年度）を計画初年度とし、15 年後の平成 41 年度（2030 年度）を計画目標年次とします。さらに、計画の進捗状況を把握し、計画見直しを適切に実施していくため、中間目標年次を平成 31 年度として設定します。

なお、一般廃棄物処理基本計画は、おおむね 5 年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえ見直しを行います。

また、計画を推進していくため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検討し、必要に応じ新たな対応を講じていくものとします。

計画期間を図 1-2 に示します。

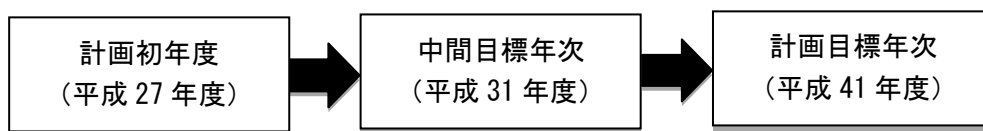


図 1-2 計画期間

第3節 法体系等

1. 法体系

環境の保全についての基本理念を規定した「環境基本法（平成5年法律第91号）」に則り、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」が制定されました。廃棄物の適正処理に関する「廃棄物処理法」、リサイクルの推進に関する「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）」及び個別物品に応じたリサイクルに関する法律とともに循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図っています。

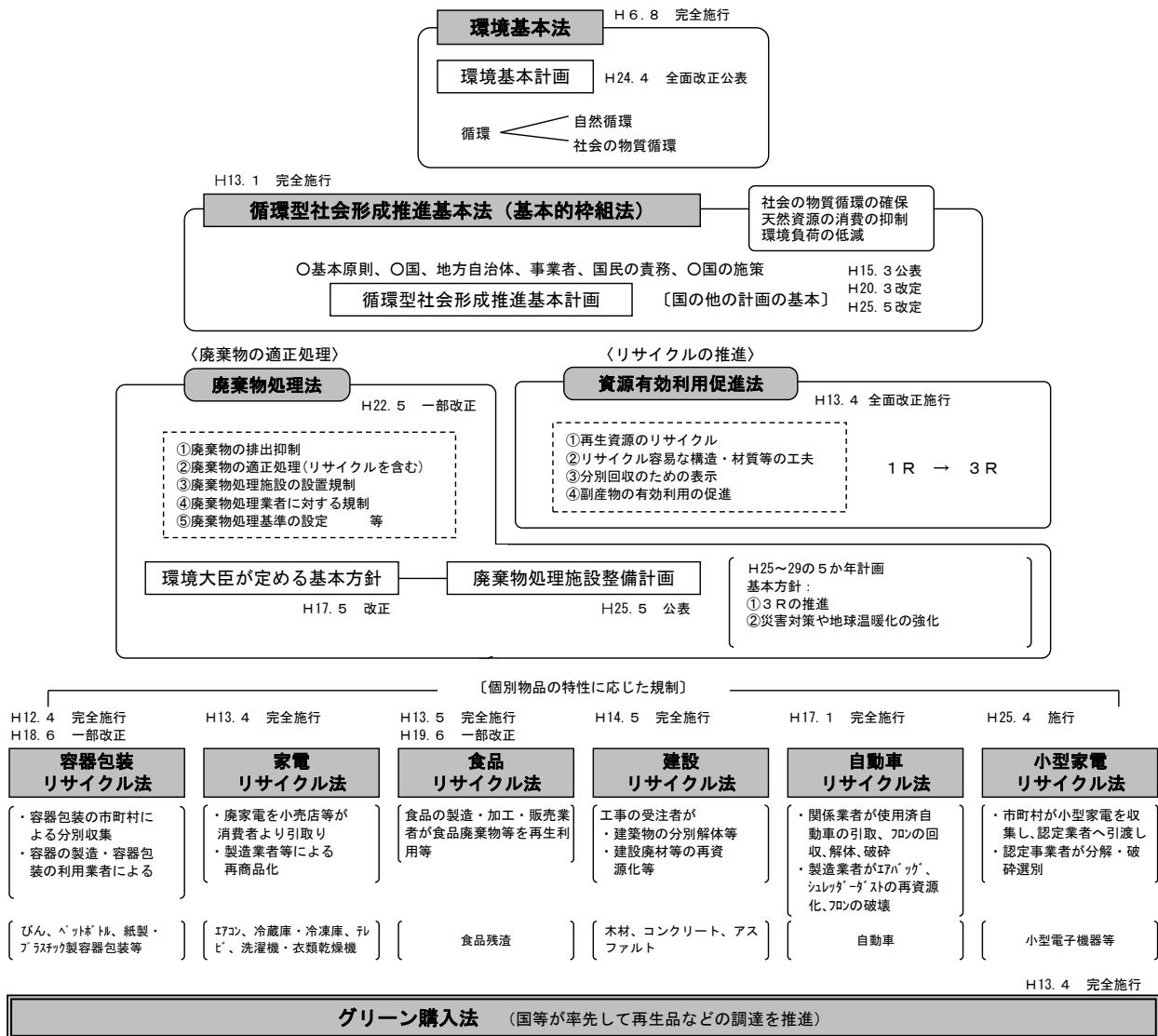


図 1-3 循環型社会形成推進のための法体系

資料：環境省（一部改変）

2. 上位計画

本計画の策定に当たっては、国、茨城県の上位計画を踏まえたものとします。

1) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。「第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月 31 日閣議決定）」では、最終処分量の削減などこれまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目した施策として「リサイクルに比べ取り組みが遅れているリデュース・リユースの取り組み強化」「有用金属の回収」「安心・安全の取り組み強化」「3R 国際協力の推進」が掲げられています。また、循環型社会形成に関する取り組み指標として、一般廃棄物の減量化に係る目標値が表 1-1 のとおり設定されています。

2) 廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（平成 13 年環境省告示第 34 号）（以下、「廃棄物処理法基本方針」とします。）」が定められています。

廃棄物処理法基本方針においては、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び循環的な利用を徹底した上で、なお、適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としています。また、一般廃棄物の減量化の目標量が表 1-1 のとおり設定されています。

3) 茨城県廃棄物処理計画（平成 23 年 4 月策定）

茨城県では、持続可能な循環型社会の形成に向けて、各主体に求められる役割や県の施策等を明確に示すために、「第 3 次茨城県廃棄物処理計画」を策定しています。第 3 次茨城県廃棄物処理計画では、基本理念を次のように定めています。

<基本理念>

環境と経済が調和した循環型社会の形成

また、一般廃棄物の排出量等の目標が表 1-1 のとおり定められています。

表 1-1 国及び茨城県の一般廃棄物の減量化に係る目標

項目	目標値
国の方針	【循環型社会形成推進基本計画】 目標年次：平成 32 年度 ＜一般廃棄物＞ 1 人 1 日当たりのごみの排出量を平成 12 年度比で 5%減とする。 実績値：平成 12 年度：1,185 g/人・日 目標値：890 g/人・日 ＜家庭系ごみ＞ 集団回収、資源ごみ等を除いた家庭からの 1 人 1 日当たりのごみの排出量を平成 12 年度比で 25%減とする。 実績値：平成 12 年度約 660 g/人・日 目標値：約 500 g/人・日 ＜事業系ごみ＞ 事業系ごみの「総量」を平成 12 年度比で 35%減とする。 実績値：平成 12 年度 1,799 万 t 目標値：1,170 万 t
	【廃棄物処理法基本方針】 目標年次：平成 27 年度 ＜一般廃棄物＞ 平成 19 年度比約 5%削減 ＜再生利用率＞ 約 25%に増加 ＜最終処分量＞ 平成 19 年度比約 22%削減
茨城県の方針	【第 3 次茨城県廃棄物処理計画】 目標年次：平成 27 年度 ＜一般廃棄物＞ 1 人 1 日当たりのごみ排出量を平成 19 年度に対して、約 5 %削減する。 実績値：平成 19 年度 999 g/人・日 目標値：949 g/人・日 ＜再生利用率＞ 平成 19 年度に対して、約 5 %増とする。 実績値：平成 19 年度 18.4% 目標値：23% ＜最終処分量＞ 平成 19 年度に対して、約 22%減とする。 実績値：平成 19 年度 121 千 t 目標値：94 千 t

第4節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画は、関連する上位計画及び諸計画との整合性を図りながら、廃棄物処理法第6条第1項に基づき策定しました。

本計画と他の計画との位置づけを図1-4に示します。

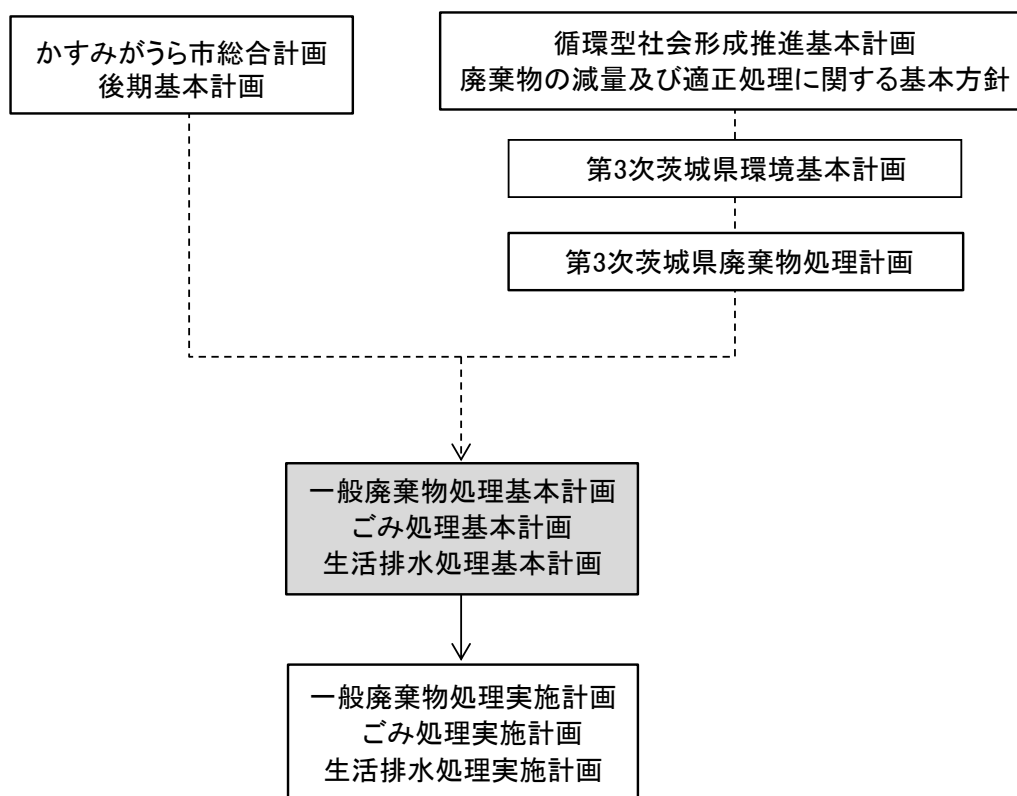


図 1-4 本計画と他の計画との位置づけ

第2章 地域概況

第1節 位置と地勢

本市位置図を図 2-1 に示します。

本市は、平成 17 年 3 月 28 日、旧霞ヶ浦町と旧千代田町が合併して誕生しました。

わが国第 2 位の面積を誇る湖「霞ヶ浦」と筑波山系の南麓にはさまれ、首都東京へ約 70km、県都水戸市へ約 30km、筑波研究学園都市へ約 10km の距離に位置しています。

幹線交通網として、J R 常磐線、千代田石岡 IC を市内に有する常磐自動車道、国道 6 号、国道 354 号などの幹線交通網が各都市を結び、立地条件に恵まれた田園都市です。

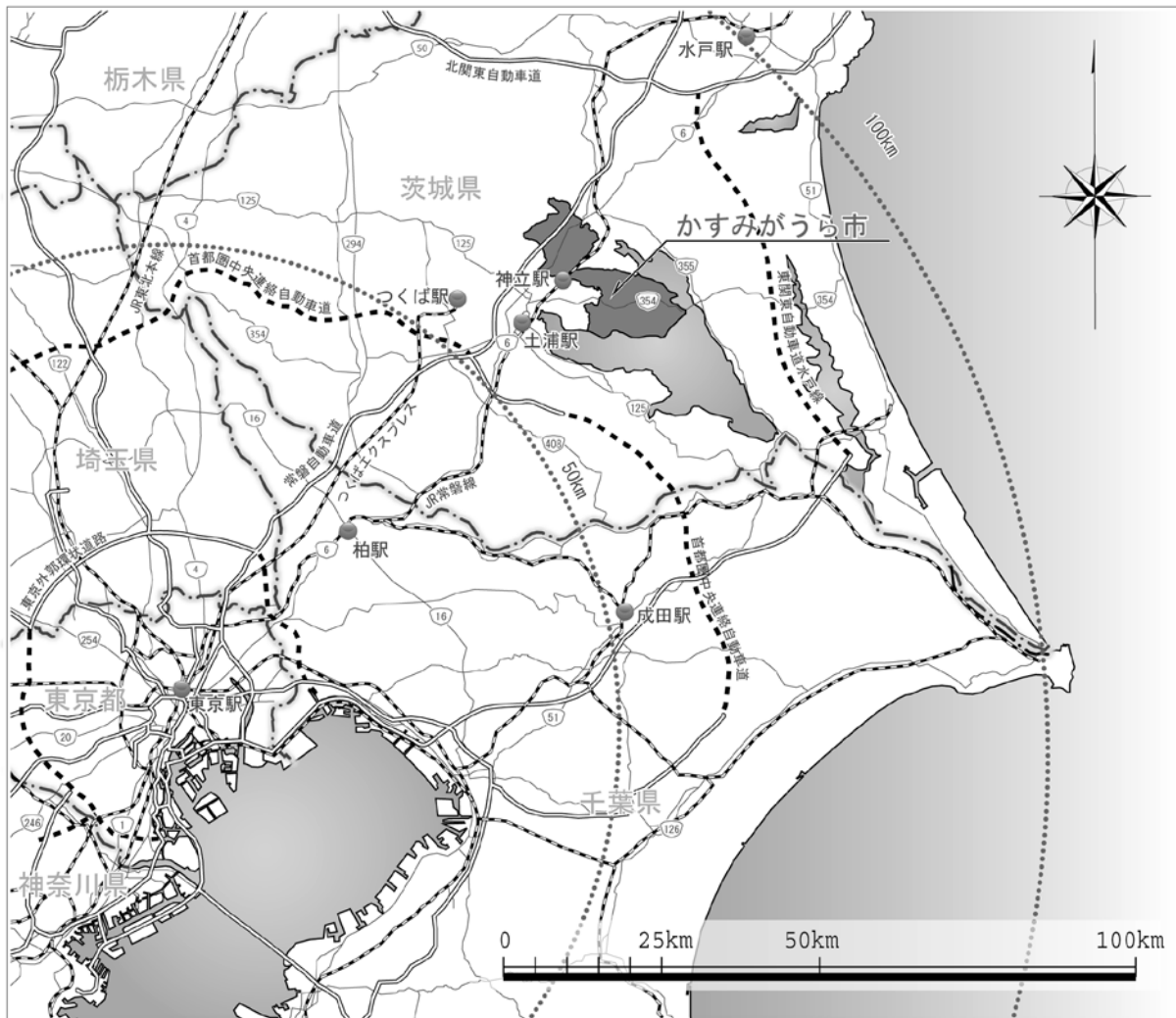


図 2-1 本市位置図

第2節 人口・世帯

本市における人口及び世帯数の実績を表 2-1 及び図 2-2 に示します。

本市の過去 10 年間の人口の推移は、減少傾向にあり、平成 16 年度の 46,069 人から平成 25 年度の 43,780 人まで 2,289 人（約 5 %）減少し、世帯数は 14,874 世帯から 16,723 世帯に増加しています。そのため 1 世帯当たりの人口は 3.10 人から 2.62 人へと減少し、その要因は、核家族化、単独世帯の増加や近年の少子高齢化の影響があるものと推測されます。

表 2-1 本市における人口及び世帯数の実績

年度	人口	世帯数	1 世帯当たりの人口 (人/世帯)
16	46,069	14,874	3.10
17	46,044	15,713	2.93
18	45,947	15,946	2.88
19	45,915	16,172	2.84
20	45,591	16,299	2.80
21	45,178	16,334	2.77
22	44,985	16,558	2.72
23	44,679	16,738	2.67
24	44,217	16,605	2.66
25	43,780	16,723	2.62

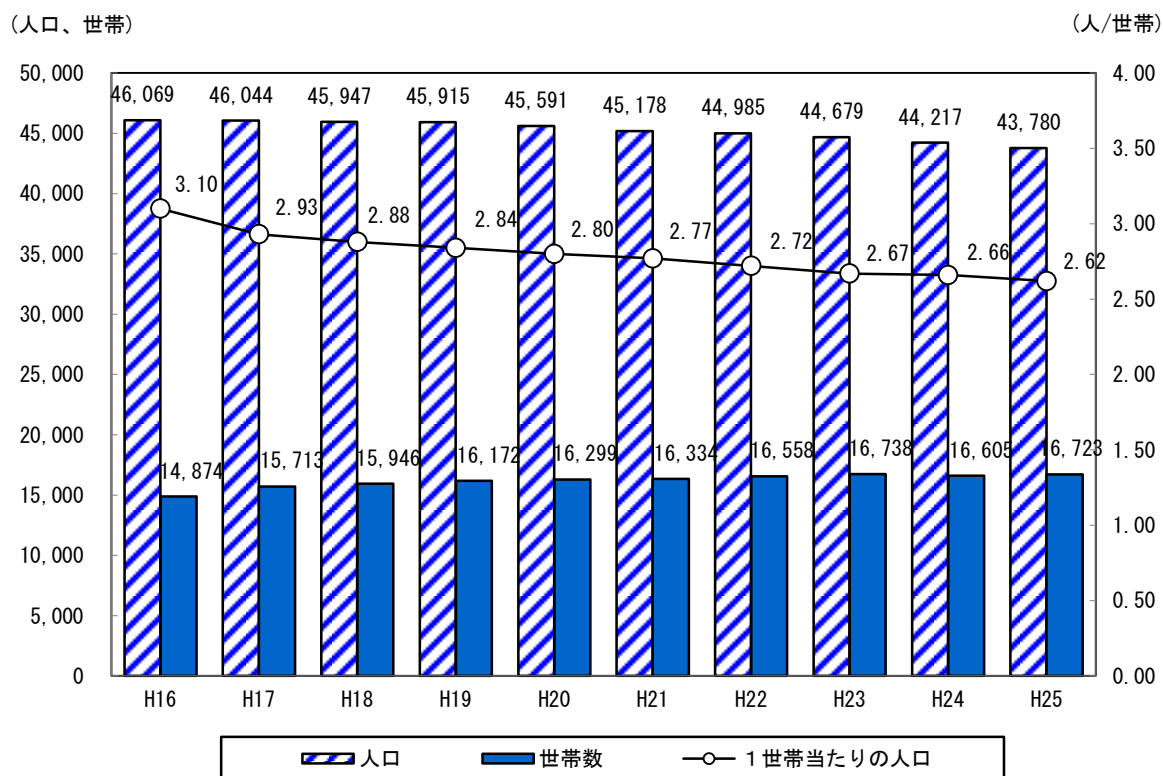


図 2-2 本市における人口及び世帯数の実績

資料：住民基本台帳（外国人登録人口含む）、4 月 1 日現在

注 1）：平成 16 年度の世帯数には、外国人登録者の世帯数が計上されていません。

第3節 産業構造及び土地利用状況

1. 産業構造

本市の産業構造を表 2-2 に示します。

本市の産業構造は、事務所数・従業者数ともに第3次産業が主体となっています。

従業者の構成比は、製造業に従事する割合が高く、次いで卸売・小売業、運輸業・郵便業の順になっています。

表 2-2 本市の産業構造

産業分類	産業分類（大分類）	事業所数	事業所 構成比	従業者数 （人）	従業者 構成比
第一次産業	農林漁業	31	2.05%	286	1.88%
	小 計	31	2.05%	286	1.88%
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	—	0.00%	—	0.00%
	建設業	268	17.71%	1,189	7.82%
	製造業	186	12.29%	4,711	31.00%
	小 計	454	30.01%	5,900	38.82%
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	—	0.00%	—	0.00%
	情報通信業	5	0.33%	53	0.35%
	運輸業、郵便業	75	4.96%	1,830	12.04%
	卸売業、小売業	321	21.22%	2,958	19.46%
	金融業、保険業	12	0.79%	122	0.80%
	不動産業、物品賃貸業	129	8.53%	249	1.64%
	学術研究、専門・技術サービス業	28	1.85%	178	1.17%
	宿泊業、飲食サービス業	109	7.20%	687	4.52%
	生活関連サービス業、娯楽業	128	8.46%	838	5.51%
	教育、学習支援業	25	1.65%	151	0.99%
	医療、福祉	68	4.49%	1,148	7.55%
	複合サービス事業	15	0.99%	88	0.58%
	サービス業(他に分類されないもの)	113	7.47%	710	4.67%
	小 計	1,028	67.94%	9,012	59.30%
	総 計	1,513	100.00%	15,198	100.00%

資料：総務省「平成24年経済センサス」より

注1)：産業分類は平成24年度経済センサスを参考に、第一次産業を「農業、林業」「漁業」とし、第二次産業を「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」、第三次産業はそれら以外の産業として集計しました。

注2)：四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。以下同様

2. 土地利用

本市の土地利用状況を表 2-3 及び図 2-3 に示します。

本市の土地利用状況は、畑が 33.3%と最も割合が高く、次いで田 23.1%、山林 22.6%となっています。

表 2-3 本市の土地利用状況

区分	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積(ha)	10,091	2,331	3,359	1,264	0	2,284	215	634	4
構成比(%)	100.0	23.1	33.3	12.5	0.0	22.6	2.1	6.3	0.04

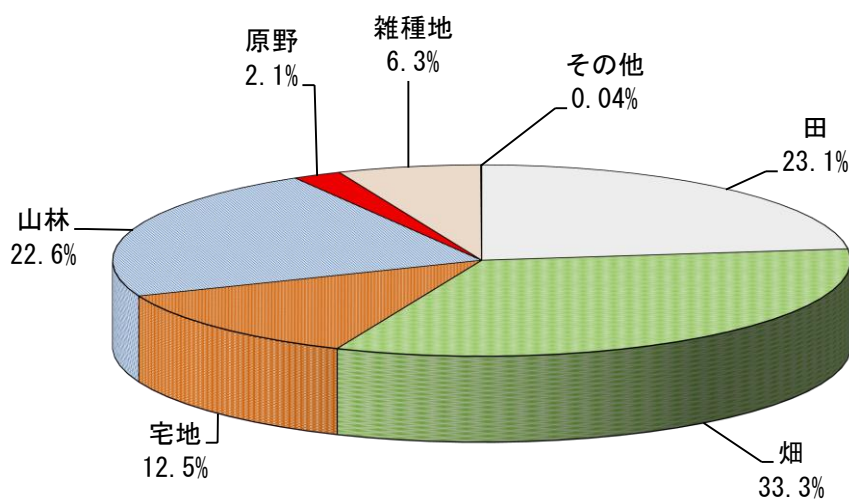


図 2-3 本市の土地利用状況

資料：平成 26 年度版 統計かすみがうら「地目別土地利用面積」

第4節 市の総合計画について

かすみがうら市総合計画後期基本計画の概要を図 2-4 に示します。

本市では、平成 22 年 3 月に「きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野」を将来都市象とした「かすみがうら市総合計画後期基本計画」（以下、「総合計画」とします。）を平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 ヶ年を計画期間として策定しています。

循環型社会の形成として、施設の更新を見据えた新たな処理体制についての検討、生ごみの家庭処理を推進し、生ごみの減量化及び資源化を図ることが謳われています。

【将来都市像】 『きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野』

- 【基本理念】
1. 豊かな自然を守り、生かした「ふるさと」と呼べるまちを目指して
 2. 交通利便性や地域資源を生かした「活力」ある元気なまちを目指して
 3. 各地域の持つ役割を大切にした「個性と連携」のまちを目指して

【行政分野別計画】

自然と調和した 快適なまちづくり	健やか・安心・ 思いやりのまちづくり	豊かな学びと 創造のまちづくり	活力ある産業を 育てるまちづくり	みんなでつくる 連携と協働のまちづくり
適正な土地利用の推進 交通基盤の充実 快適な住環境の整備 循環型社会の形成 防犯・防災機能の充実	健康づくりの推進 高齢者福祉の充実 障害者福祉の充実 次世代育成の支援 地域福祉の推進	教育の充実 生涯学習の充実 青少年の健全育成 地域文化の継承と創造	農林業の振興 水産業の振興 商工業の振興 観光の振興	行政サービスの向上 広報・広聴活動の充実 男女共同参画の推進 市民活動の支援

【施策の方向】

■ごみ、し尿処理の改善

- ・ごみの共同処理については、施設の更新を見据えた新たな処理体制について検討を進めます。
- ・下水道施設への接続や高度処理型合併処理浄化槽の普及を促進し、効率的なし尿の浄化と再生処理を図ります。

市民一人1日当たりのごみの排出量 ※県のごみ処理計画の目標値 949 g と市の実績を踏まえ設定。
（実績値：H22 年度末）945 g/日 →（目標値：H28 年度）900 g/日

■リサイクルの推進

- ・生ごみの家庭処理を推進し、生ごみの減量化及び再資源化を図ります。
- ・資源ごみを積極的に回収する団体の活動を支援するとともに、リサイクルに対する市民の意識向上を図りながら、資源の有効利用と廃棄物の減量化に努めます。
- ・一般家庭からの資源ごみの分別収集を徹底し、リサイクルの推進を図ります。

ごみのリサイクル率 ※県のごみ処理計画の目標値 23% と市の実績を踏まえ設定。
（実績値：H22 年度末）12% →（目標値：H28 年度）15%

図 2-4 かすみがうら市総合計画後期基本計画の概要

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理体制

1. かすみがうら市のごみ処理フロー

かすみがうら市のごみ処理フローを図 3-1 に示します。

分別排出された古紙・布類を除くごみは、新治地方広域事務組合環境クリーンセンター（以下、「クリーンセンター」とします。）に搬入され、焼却処理、保管・選別、破碎機械選別、圧縮・梱包等の中間処理を行います。中間処理により回収したカレット、金属類、プラスチック類は、民間の業者による資源化を行っています。また、破碎選別等で発生した可燃残渣は、焼却処理されます。焼却処理後に発生する焼却残渣及び選別後に発生する不燃残渣は、民間等の最終処分場に運搬されます。焼却残渣の一部は溶融処理され、資源化を行っています。

古紙、古布は、クリーンセンターを経由せずに民間の業者に直接運搬され、資源化されます。

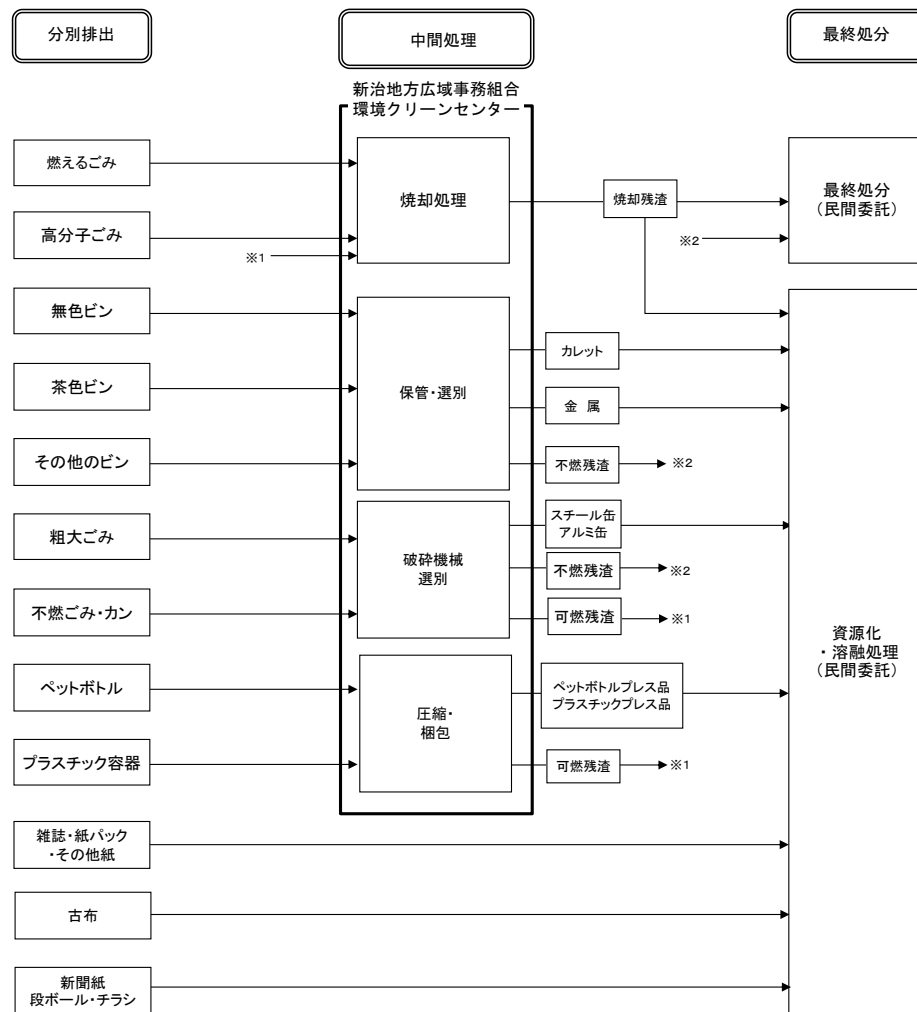


図 3-1 かすみがうら市のごみ処理フロー

※1 可燃残渣は、焼却処理を行います。

※2 不燃残渣は、最終処分を行います。

2. 分別区分と収集体系

収集・運搬体制の現状を表 3-1 に示します。

本市では収集品目を 16 区分しており、各廃棄物を定期的に回収しています。収集は民間の業者に委託しており、手数料は無料となっています。

クリーンセンターへの自己搬入時の手数料を表 3-2 に示します。

表 3-1 収集・運搬体制の現状

収集品目	収集容器	収集回数	収集主体及び手数料
可燃ごみ	透明又は白の半透明な袋	週 2 回	委託（無料）
茶色ビン	コンテナ	月 1 回	
無色ビン	コンテナ	月 1 回	
その他のビン	コンテナ	月 1 回	
不燃ごみ・カン	コンテナ	月 2 回～3 回	
ペットボトル	組合認定袋 又は市販の透明のビニール袋 (半透明不可)	月 2 回	
チラシ	ヒモで十字に束ねる	月 2 回	
雑誌	ヒモで十字に束ねる	月 2 回	
紙パック	ヒモで十字に束ねる	月 2 回	
その他紙	ヒモで十字に束ねる	月 2 回	
古布	透明のビニール袋 又はヒモで十字に束ねる	月 2 回	
プラスチック容器	組合認定袋 又は市販の透明のビニール袋 (半透明付加)	月 2 回	
新聞紙	ヒモで十字に束ねる	月 2 回	
段ボール	ヒモで十字に束ねる	月 2 回	
粗大ごみ	-	月 1 回	委託（無料） 自己搬入（有料）
高分子ごみ	-	-	自己搬入（有料）

表 3-2 クリーンセンターへの自己搬入時の手数料

区分	手数料
家庭系ごみ（粗大ごみ）	100 円/10 k g (10 k g 以下も 100 円)
高分子ごみ	500 円/10 k g
事業系ごみ	200 円/10 k g

3. 中間処理施設

クリーンセンターの概要を表 3-3、施設外観を図 3-2 に示します。

クリーンセンターのごみ焼却施設は、竣工から 19 年経過しています。

表 3-3 クリーンセンターの概要

ごみ焼却施設	竣工	平成 7 年 3 月
	処理方式	ストーカ式焼却炉
	処理能力	120t/16h (60 t /16h × 2 炉)
粗大ごみ処理施設	竣工	平成 7 年 3 月
	処理方式	横軸回転破砕機
	処理能力	30t/5h
保管施設	竣工	平成 7 年 3 月
	処理能力	1,794m ²
所在地		茨城県かすみがうら市上佐谷 31 番地 1



図 3-2 新治地方広域事務組合環境クリーンセンター施設外観図

4. 最終処分場

最終処分場の委託先の概要を表 3-4 から表 3-6、溶融処理の委託先の概要を表 3-7 に示します。

本市は、最終処分場を有していないため、焼却残渣（焼却灰及び飛灰固化物）及び不燃残渣を民間等の 3 ヶ所の最終処分場に搬出して最終処分しています。また、焼却残渣の一部は、溶融処理施設を有する民間の業者に処理を委託し資源化しています。

表 3-4 最終処分場の委託先の概要（1）

委託業者		株式会社ウィズウェストジャパン
施設名称		新草津ウェイトパーク
規模	埋立面積	41,866m ²
	埋立容量	850,000m ³
処分場の構造		管理型最終処分場
埋立対象物		焼却灰
所在地		群馬県草津町大字前口字井堀 140 番外 106 筆

表 3-5 最終処分場の委託先の概要(2)

委託業者	向洋産業株式会社	
施設名称	向洋産業株式会社一般・産業廃棄物最終処分場	
規模	埋立面積	30,155m ²
	埋立容量	468,400m ³
処分場の構造	管理型最終処分場	
埋立対象物	焼却灰、飛灰固化物、不燃残渣	
所在地	茨城県北茨城市関南町神岡下 219-6	

表 3-6 最終処分場の委託先の概要(3)

委託業者	財団法人 茨城県環境保全事業団	
施設名称	エコフロンティアかさま	
規模	埋立面積	97,700m ²
	埋立容量	2,400,000m ³
処分場の構造	管理型最終処分場	
埋立対象物	焼却灰	
所在地	茨城県笠間市福田 165 番 1 号	

※平成 26 年度より、「エコフロンティアかさま」に最終処分を委託しています。

表 3-7 溶融処理の委託先の概要

委託業者	中央電気工業株式会社 鹿島工場
処理方法	溶融処理
処分量	3,000t/年
処理対象物	焼却灰、飛灰固化物
所在地	茨城県鹿嶋市光 4 番地

第2節 ごみの排出抑制・資源化の取組み

1. 集団回収

集団回収の状況を表 3-8、集団回収による資源ごみ回収実績を表 3-9 に示します。

本市では、新聞、雑誌等の集団回収に対する助成を行っています。

集団回収による資源ごみの回収量は、約 193 t から 206 t で推移しています。

表 3-8 集団回収の状況

制度	資源物回収事業補助金等交付
対象者	集団回収実施団体
品目	新聞、雑誌、ダンボール、カン・ビン、布
助成金	1 k g 当たり 5 円（上限 3 万 5 千円）

表 3-9 集団回収による資源ごみ回収実績

年度	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
資源ごみ回収量	192.98 t	212.85 t	195.30 t	203.99 t	205.51 t

2. 生ごみの堆肥化・減量化

生ごみ減量化機器の設置補助を表 3-10、生ごみ減量化機器の設置補助基数を表 3-11 に示します。

本市では、生ごみ減量化機器購入の助成を行っており、生ごみの減量、資源化を推進しています。

コンポストの設置基数は、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて 44 基に増加しています。この要因は、平成 24 年度に広告を配布したこと、5 年おきの買い替え希望者が増加したことが挙げられます。

表 3-10 生ごみ減量化機器の設置補助

制度	生ごみ減量化機器設置事業補助
対象機器	コンポスト容器、EM ぼかし容器、電気式生ごみ処理機
補助金	購入価格の 1 / 2 (上限：コンポスト容器 4 千円、EM ぼかし容器 2 千円、電気式生ごみ処理機：2 万円)

表 3-11 生ごみ減量化機器の設置基数

(単位：基)

機種	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
EM ぼかし	23	2	7	3	4
コンポスト	58	37	15	5	49
電気式	8	12	5	5	7
合計	89	51	27	13	60

第3節 ごみの排出量の実績及びその性状

3. ごみの種類別排出量

1) ごみ排出量の実績

本市のごみ排出量の推移を図 3-3 に示します。

本市のごみ排出量は、平成 21 年度から平成 25 年度の過去 5 年間に於いて、約 16,243～16,893(t/年)の範囲で推移しています。

本市の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、平成 21 年度以降概ね増加傾向にあり、国、茨城県の値より高い値となっています。

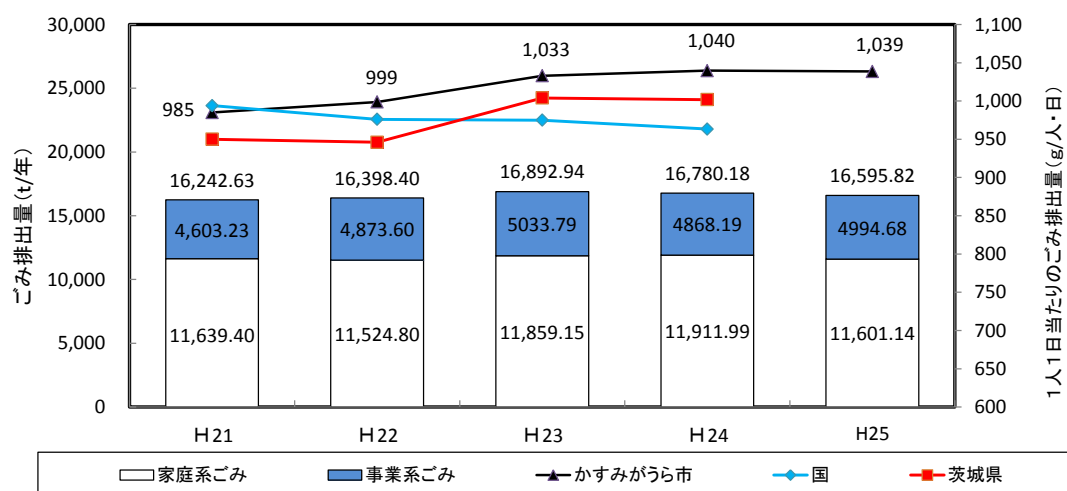


図 3-3 ごみ排出量の推移

注 1) : 平成 23 年度より「公共関与以外の事業系ごみ」の排出量調査を実施しており、平成 21、22 年度の事業系ごみには「公共関与以外の事業系ごみ」として平成 23～25 年度の平均値を含めました。

注 2) : 国及び茨城県の値は、環境省一般廃棄物実態調査結果より引用。平成 25 年度は未公表。以下同様

資料 : 新治地方広域環境事務組合資料

2) 家庭系ごみ排出量の実績

本市の家庭系ごみ排出量の推移を図 3-4 に示します。

家庭系ごみ排出量は、約 11,525～11,912（t/年）で推移しています。平成 25 年度の家庭系ごみの内訳を見ると、燃えるごみが約 8 割を占めています。

本市の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、平成 23、24 年度と増加傾向にありましたが、平成 25 年度に減少に転じました。平成 24 年度の値は、国より高く、茨城県と同程度となっています。

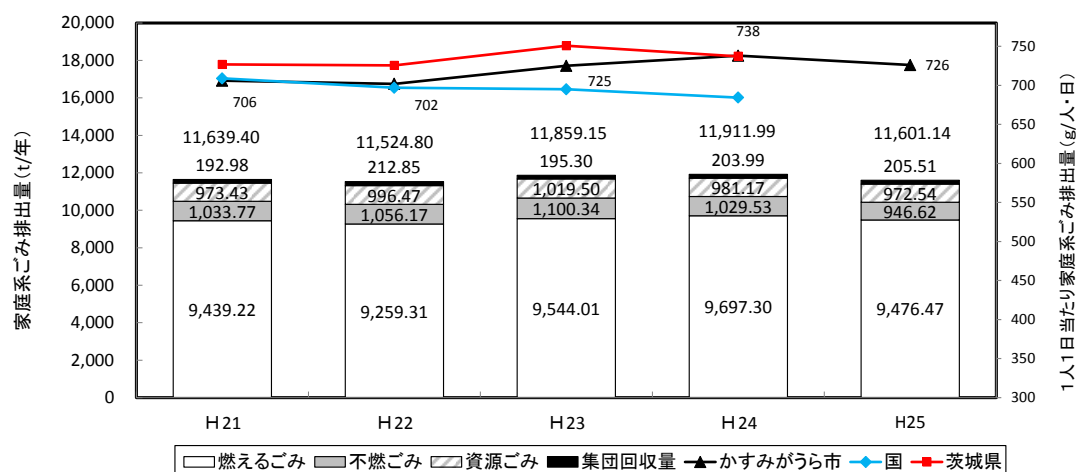


図 3-4 本市の家庭系ごみ排出量の推移

3) 事業系ごみ排出量の実績

本市の事業系ごみ排出量の推移を図 3-5 に示します。

事業系ごみ排出量は、公共関与と公共関与以外に分けられ、公共関与の事業系ごみはクリーンセンターで処理されています。公共関与以外の事業系ごみは、平成 23 年度より排出量調査を行っており、排出量のほとんどを占める古紙類が資源化されています。

公共関与の事業系ごみは、約 3,259～3,743（t/年）の範囲で推移しており、平成 24、25 年度は減少傾向にあります。

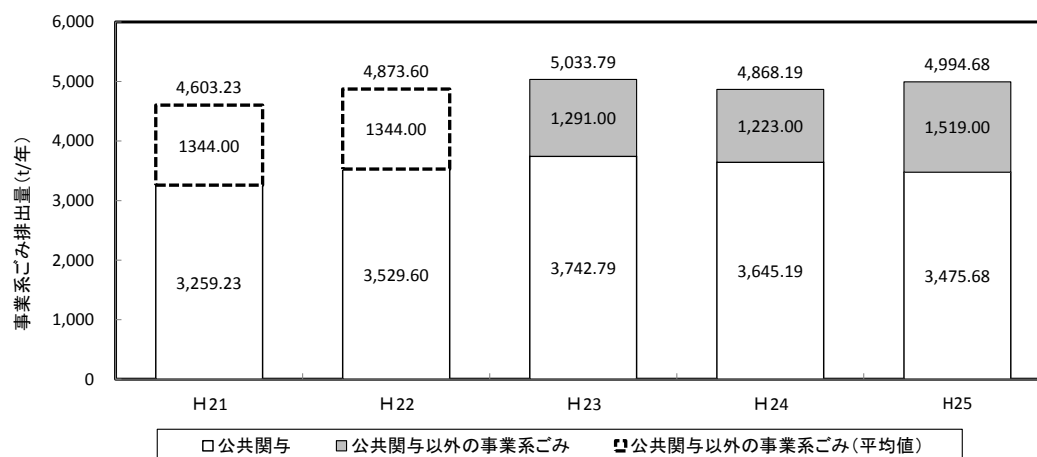


図 3-5 本市の事業系ごみ排出量の推移

4. ごみの性状

クリーンセンターに搬入された燃えるごみの組成分析結果を表 3-12 及び図 3-6 に示します。クリーンセンターに搬入された燃えるごみの組成割合は、紙・布類が全体の約 40%を占めており、燃えるごみの中に資源化可能な紙・布類が多く含まれていると考えられます。

表 3-12 クリーンセンターに搬入された燃えるごみの組成分析結果

区分	年度 単位	21	22	23	24	25	平均値
測定回数	回	4	4	4	4	4	4
ごみの種類組成(乾ベース)		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
紙・布類	%	41.30	46.18	42.90	40.60	38.45	41.88
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類		22.68	23.90	20.13	20.73	16.48	20.78
木・竹・わら類		13.05	12.00	22.23	22.73	27.70	19.54
厨芥類(生ごみ)		15.68	10.13	6.13	10.93	9.60	10.49
不燃物類		1.65	2.33	2.35	2.08	1.05	1.89
その他		5.65	5.48	6.28	2.95	6.73	5.42
ごみの3成分組成		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
水分	%	51.38	44.15	43.85	49.80	54.65	48.76
灰分		5.05	5.63	7.78	7.18	6.73	6.47
可燃分		43.58	50.23	48.38	43.03	38.63	44.8
単位体積重量	kg/m ³	180	145	155	166	161	161
計算低位発熱量	kJ/kg	6,925	8,338	8,003	6,855	5,900	7,204
実測低位発熱量	kJ/kg	8,493	10,250	9,440	8,180	6,860	8,645

資料：新治広域環境事務組合資料

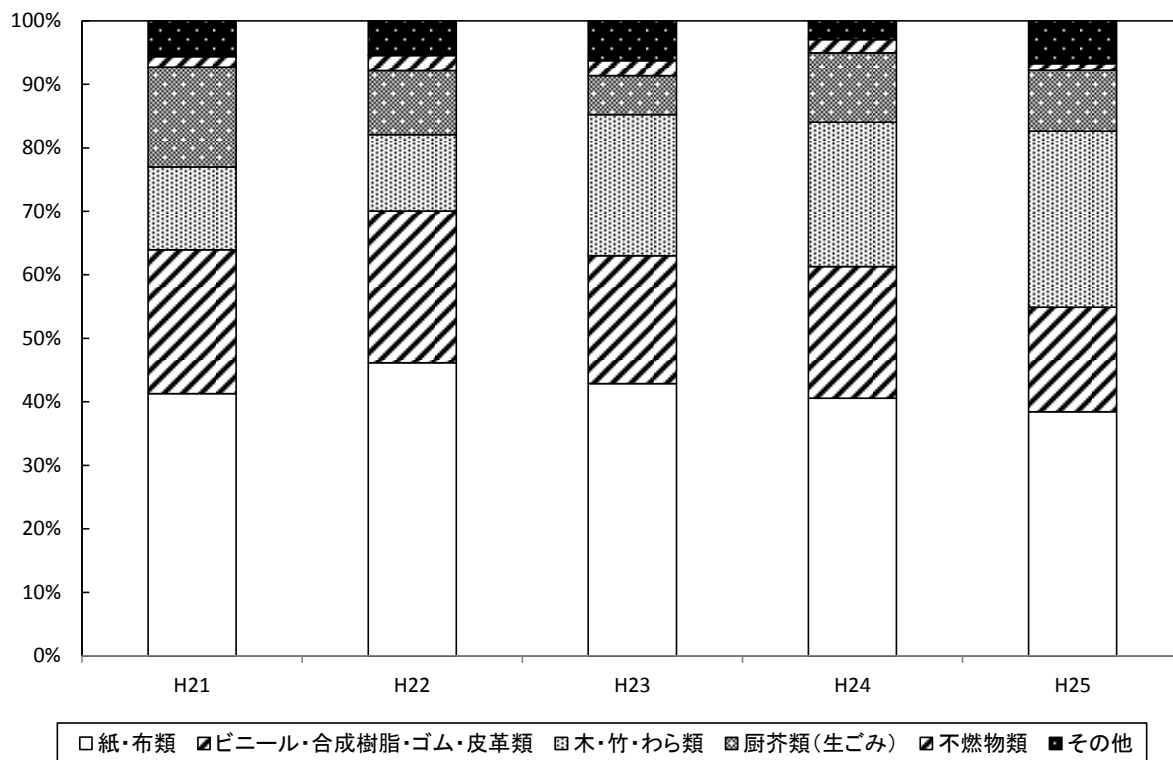


図 3-6 クリーンセンターに搬入された燃えるごみの組成分析結果

5. 資源化量の実績

本市の資源化量の推移を図 3-7 に示します。

本市の資源化量は、平成 21 年度～平成 25 年度の過去 5 年間に於いて、約 3,215～3,383 (t/年) の範囲で推移しており、平成 25 年度が約 3,383 (t/年) と最も高い値となっています。資源化量の内訳を見ると、古紙類などの直接資源化量が大きな割合を占めており、次いで中間処理後資源化量となっています。

本市の資源化率は 19.2～20.4% で推移しており、国、茨城県と同程度となっています。

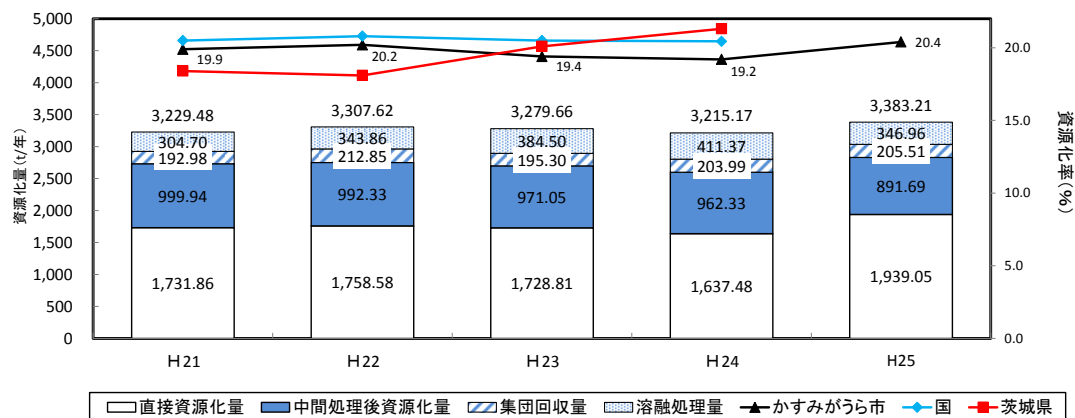


図 3-7 本市の資源化量の推移

6. 最終処分量の実績

本市における最終処分量の推移を図 3-8 に示します。

本市では、クリーンセンターから排出される焼却残渣と不燃残渣が最終処分されています。本市の最終処分量は、約 1,503～1,785 (t/年) で推移しています。

本市の平成 22 年度以降の最終処分率は、9.1～11.0% で国、茨城県よりも低く推移しており、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて増加しましたが、平成 25 年度は減少に転じています。

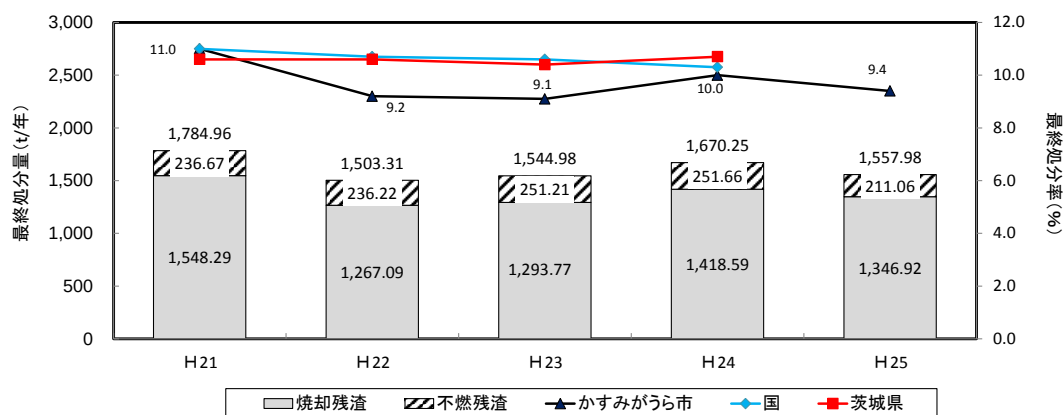


図 3-8 本市における最終処分量の推移

第4節 ごみ処理に関する課題の整理

本市におけるごみ処理に関する課題を示します。

課題1：排出段階における課題

本市の1人1日当たりのごみ排出量は、平成21年度以降概ね増加傾向にあり、国、茨城県より高い値となっています。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は平成25年度に減少したものの、平成23、24年度と増加しており、全国平均値よりも高くなっています。また、燃えるごみの中には資源化可能な紙・布類、減量可能な生ごみが含まれていると考えられるため、燃えるごみの減量化、資源回収を徹底する必要があります。

事業系ごみ排出量は、公共関与と公共関与以外の事業系ごみに分けられ、公共関与の事業系ごみは平成24、25年度と減少傾向にありますが、平成22年度の値より多くなっています。

今後、事業系ごみは、排出量を低減させ事業者自らの責任において適正に処分する必要があります。また、事業系ごみの燃えるごみについても紙・布類、生ごみが含まれていると考えられるため、事業者への適正な排出方法を周知し、燃えるごみの減量化、資源回収を徹底する必要があります。

課題2：中間処理における課題

クリーンセンターは、平成26年度現在、稼働から19年が経過しており、施設の老朽化による施設停止リスクが懸念されます。将来のごみの安定処理を確保するため、新たなごみ処理施設の整備や既存施設の維持管理の検討及び実施が必要です。

課題3：資源化における課題

本市の資源化率は、19.9～20.4%で推移しており、国、茨城県と同程度となっています。

燃えるごみの組成分析結果より、燃えるごみ中に資源化可能な紙・布類が含まれており、ごみの排出段階における古紙類・古布類の資源化を進めていく必要があります。

課題4：最終処分における課題

現在、本市には一般廃棄物最終処分場が無いため、焼却残渣や不燃残渣は民間等の最終処分場へ委託処分しています。平成25年度 of 最終処分率は減少傾向にあり、国、茨城県の値よりも低い値を示しています。

今後も最終処分量を低減させるために、排出段階におけるごみの減量化及び資源化の推進を図る必要があります。さらに、最終処分の委託先における処分状況を確認し、適正な処分が行われているかを継続して確認するとともに、将来の最終処分方法について検討を進めていく必要があります。

第5節 基本理念

現在、本市を取り巻く社会経済情勢は、人口の減少、高齢化の進行、単独世帯の増加など、大きな社会的変化が生じつつあります。このような状況の中で、ごみについても、1人1日当たりのごみ排出量や事業系ごみの増加に対する課題への対応が求められています。

本市の総合計画は、市の将来像「きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野」を目指し、まちづくりを進めています。その中でも本市の廃棄物処理においては、廃棄物の減量化や資源化、有効利用、廃棄物行政の効率化を推進していくため、長期展望のもと、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に取り組んでいます。

本計画でも総合計画を受けて、新たに「みんなでごみゼロ大作戦！～きらきら 豊かなめぐみ野 かすみがうら～」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うことで、ごみの減量化・資源化、資源の有効利用に努め、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指していくこととします。

みんなでごみゼロ大作戦！～きらきら 豊かなめぐみ野 かすみがうら～

第6節 基本方針

基本理念を具体化するために、基本方針を次のように設定します。

基本方針1：市民・事業者・行政の役割分担によるごみ発生抑制・資源化の推進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して発生抑制、減量化・資源化を推進していくための協力体制づくりを推進します。

基本方針2：効率的な資源循環システムの構築

市民・事業者が参加しやすく、円滑な資源回収が行える仕組みを作るとともに、効率的な収集・運搬体制の整備を行います。中間処理の体制の検討は、近隣市町で新たなごみ処理施設の整備計画に向けた検討を行い、最適な処理・処分体制を構築します。

基本方針3：環境の負荷を抑えたごみ処理事業の推進

排出抑制、循環的利用を徹底したうえで、なお循環的な利用が行われないものについては、適正に処理を行うことが必要です。廃棄物をより適正に処理していくために、不法投棄対策や在宅医療廃棄物等の対応、最終処分先の検討を推進していきます。

第7節 ごみ処理計画

1. ごみの減量目標について

目標値の設定に当たっては、ごみの現状を踏まえつつ、国の基本方針や茨城県において示されている目標値、本市の総合計画で掲げられている目標値を考慮し、効果的な施策の展開によって実現可能な目標値（1人1日当たりのごみ排出量、資源化率）を定めることとします。

目標1 ごみ減量化目標

1人1日当たりのごみ排出量を平成25年度比（1,039g）で
平成31年度までに5%（約990g）
平成41年度までに10%（約940g）削減します。

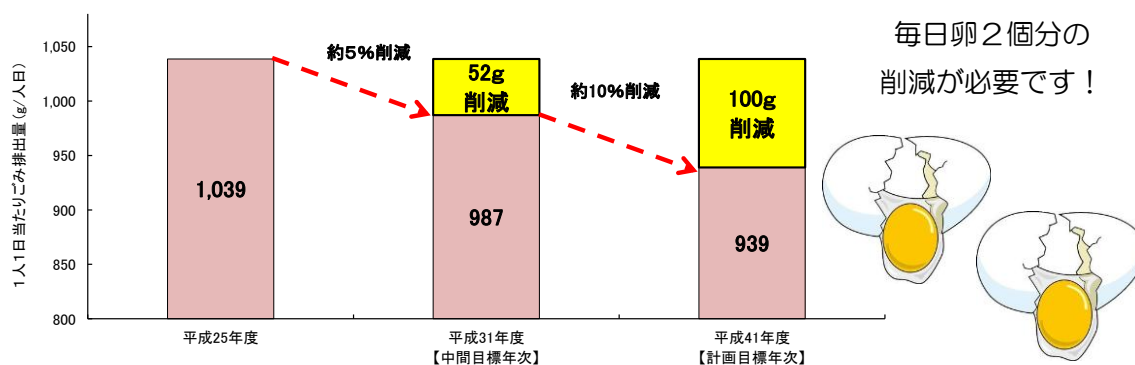


図 3-9 1人1日当たりのごみ排出量の予測

目標2 資源化率

資源化率（資源化量÷ごみ排出量）を平成25年度比（20.4%）で
平成41までに茨城県の目標値：23%を目指します。

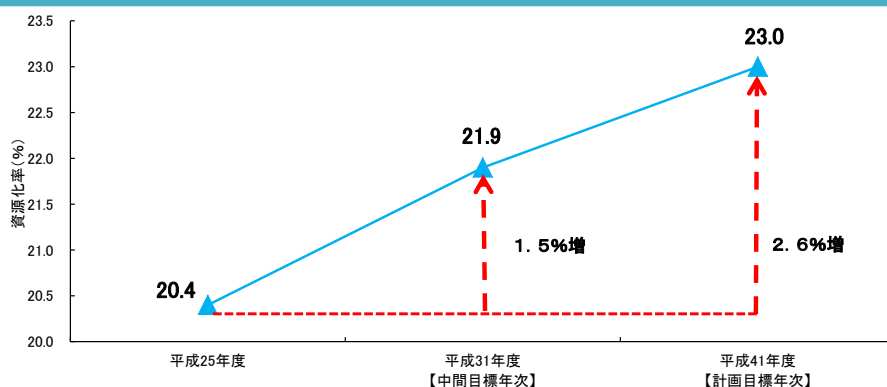


図 3-10 資源化率の予測

2. 将来人口

計画収集人口の将来予測を図 3-11 に示します。

計画収集人口は、平成 31 年には平成 25 年比で 1,714 人（3.9%）減少し、42,066 人になる見込みです。平成 41 年度には、平成 25 年度比で 5,144 人（11.7%）減少し、38,636 人になる見込みです。

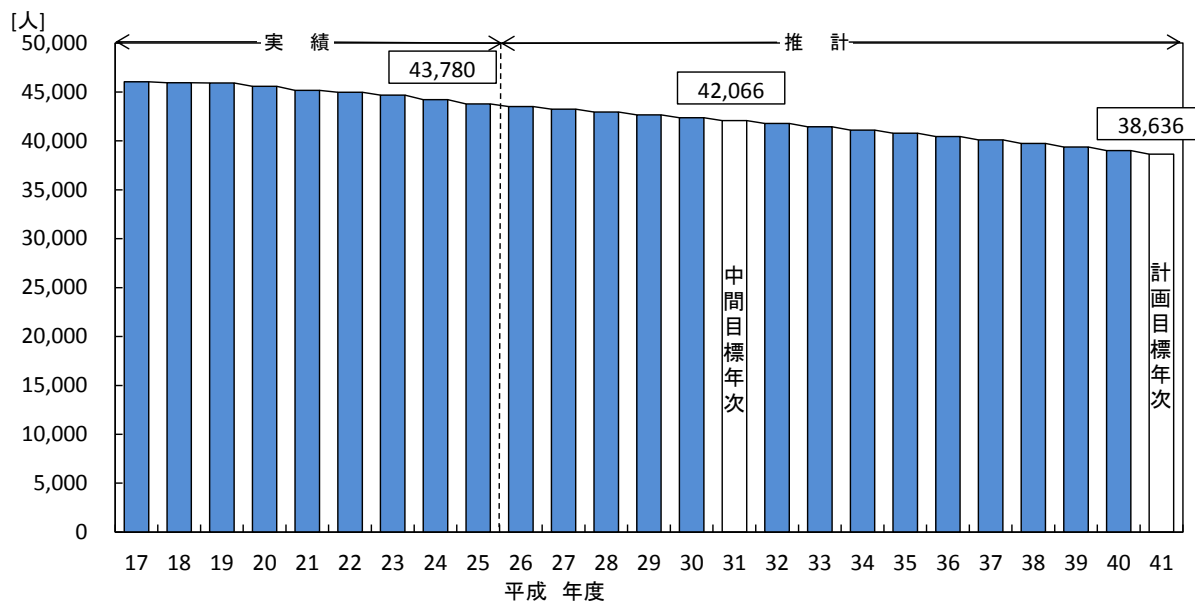


図 3-11 計画収集人口の将来予測結果

3. ごみ排出量の予測

ごみ排出量の予測を図 3-12 に示します。

重点的なごみ減量施策を実施せずに現状のまま 1 人 1 日当たりのごみ排出量が推移した場合は、平成 25 年度（1,039 g / 人・日）から計画目標年次の平成 41 年度（1,177 g / 人・日）にかけて 138 g 増加すると推測されます。ごみ排出量は、平成 25 年度から平成 41 年度にかけてほぼ横ばいに推移すると予想されます。

ごみの減量目標値を達成した場合の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、中間目標年次の平成 31 年度は 987 g / 人・日（平成 25 年度比：52 g 減）、計画目標年次の平成 41 年度は 939 g / 人・日（平成 25 年度比：100g 減）になると予想されます。

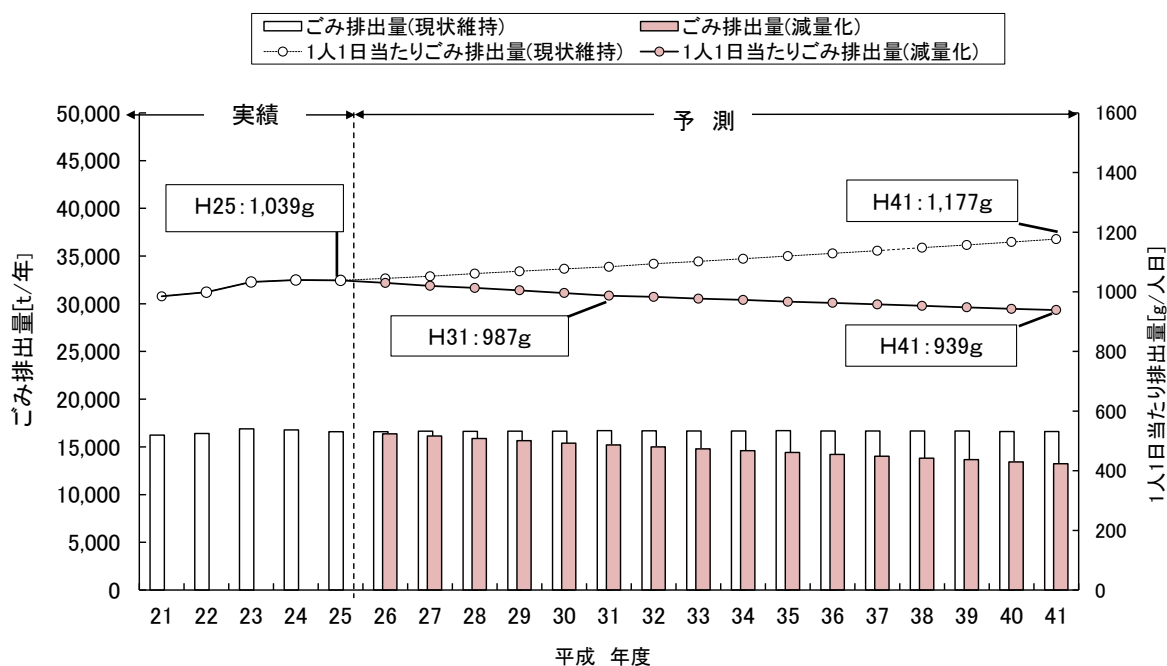


図 3-12 ごみ排出量の予測

4. 家庭系ごみ排出量の予測

家庭系ごみ排出量の予測を図 3-13 に示します。

ごみの減量目標値を達成した場合の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、中間目標年次の平成31年度は682g/人・日（平成25年度比：44g減、6.1%減）、計画目標年次の平成41年度は656g/人・日（平成25年度比：70g減、9.6%減）になることが予想されます。

家庭系ごみ排出量は、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量と同様の推移を示しています。

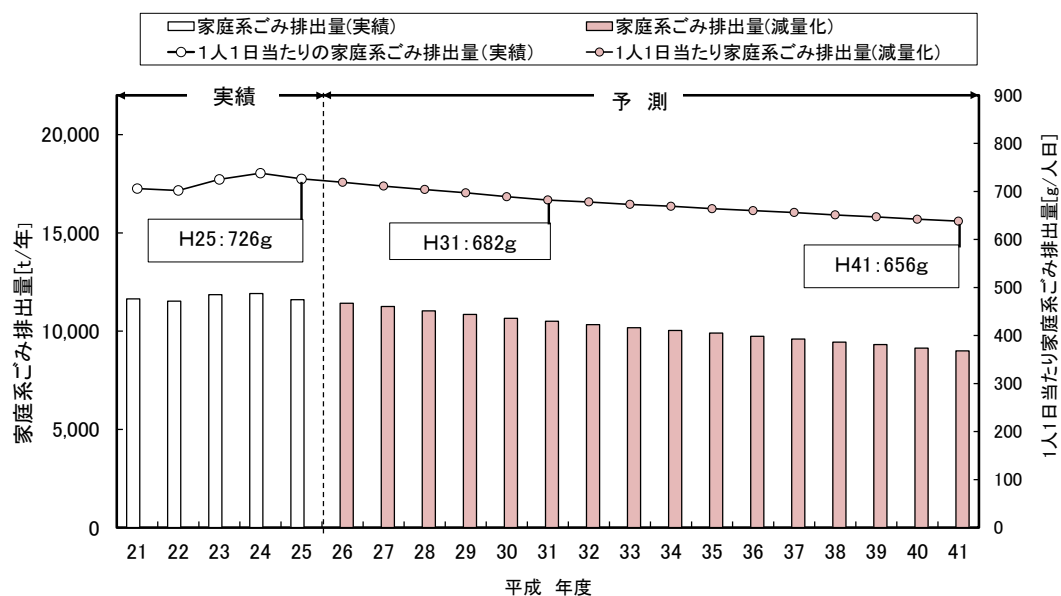


図 3-13 家庭系ごみ排出量の予測

5. 事業系ごみ排出量の予測

事業系ごみ排出量の予測を図 3-14 に示します。

ごみの減量目標値を達成した場合の事業系ごみ排出量は、中間目標年次の平成31年度は4,695t（平成25年度比：300t減、6%減）、計画目標年次の平成41年度は4,245t（平成25年度比：750t減、15%減）になることが予想されます。

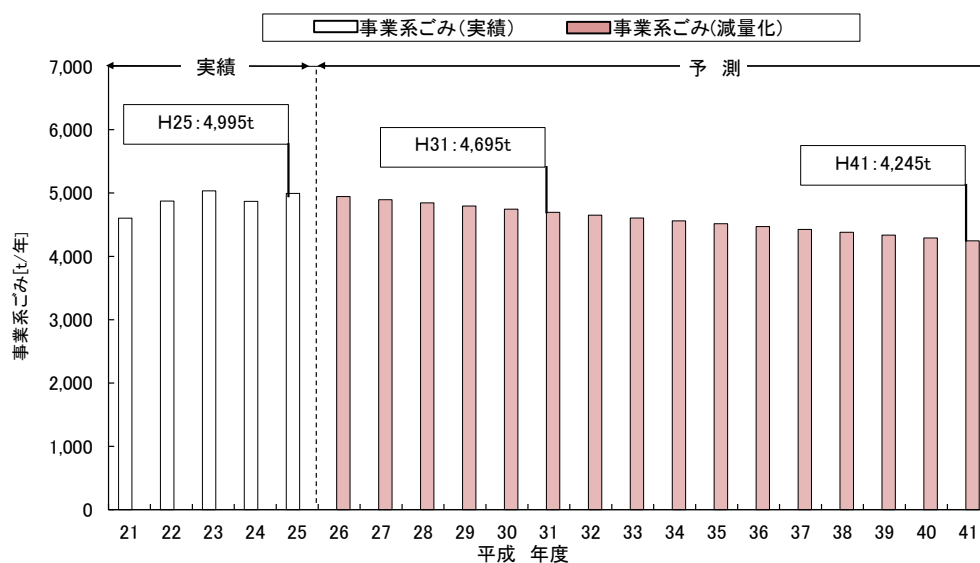


図 3-14 事業系ごみ排出量の予測

6. 焼却処理量の予想

焼却処理量の予測を図 3-15 に示します。

焼却処理量は、新たなごみ処理施設が稼動する平成 32 年度において 12,091 t、計画目標年次の平成 41 年度において 10,536 t になることが予想されます。

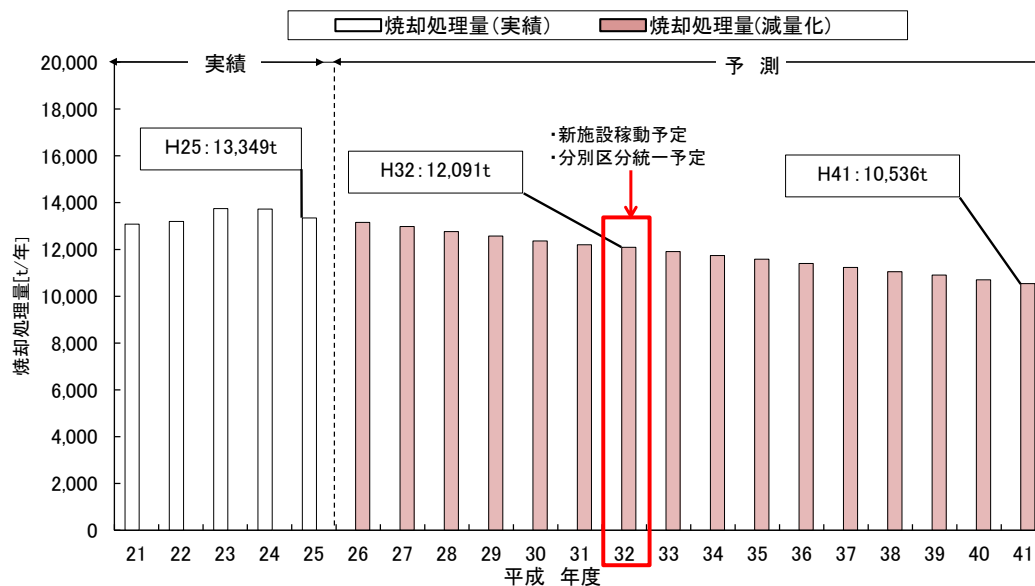


図 3-15 焼却処理量の予測

7. 資源化率の予測

資源化率の予測を図 3-16 に示します。

資源化率は、平成 27 年度以降に可燃ごみの含まれる古紙類の資源化を強化することによって、中間目標年次の平成 31 年度に 21.5%（平成 25 年度比：1.1%増）、計画目標年次の平成 41 年度に 23.0%（平成 25 年度比：2.6%増）になると予想されます。

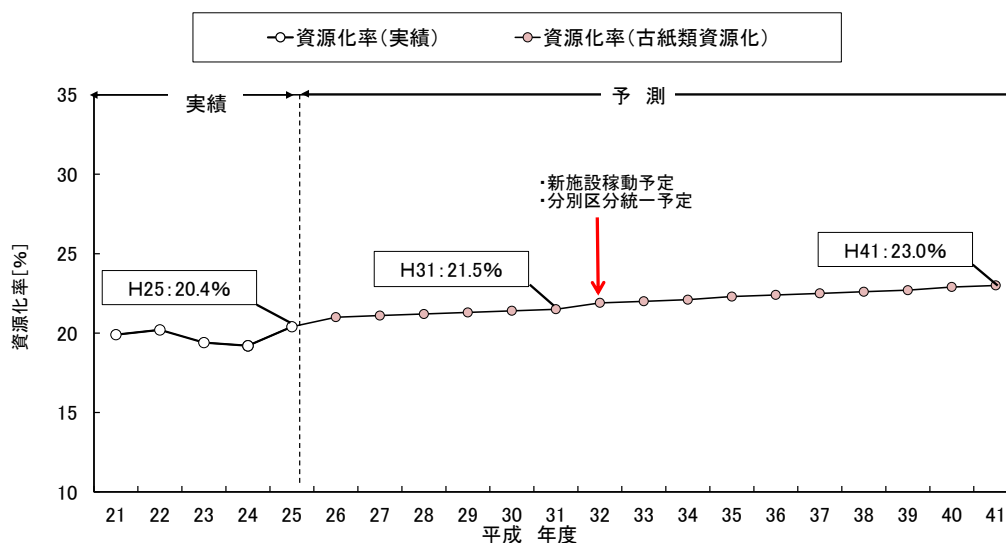


図 3-16 資源化率の予測

8. 最終処分量の予測

最終処分量の予測を図 3-17 に示します。

ごみの減量目標値を達成した場合の最終処分量は、中間目標年次の平成 31 年度に 1,422 t（平成 25 年度比：136 t 減、8.7%減）、計画目標年次の平成 41 年度に 1,132 t（平成 25 年度比：426 t 減、27%）になると予想されます。

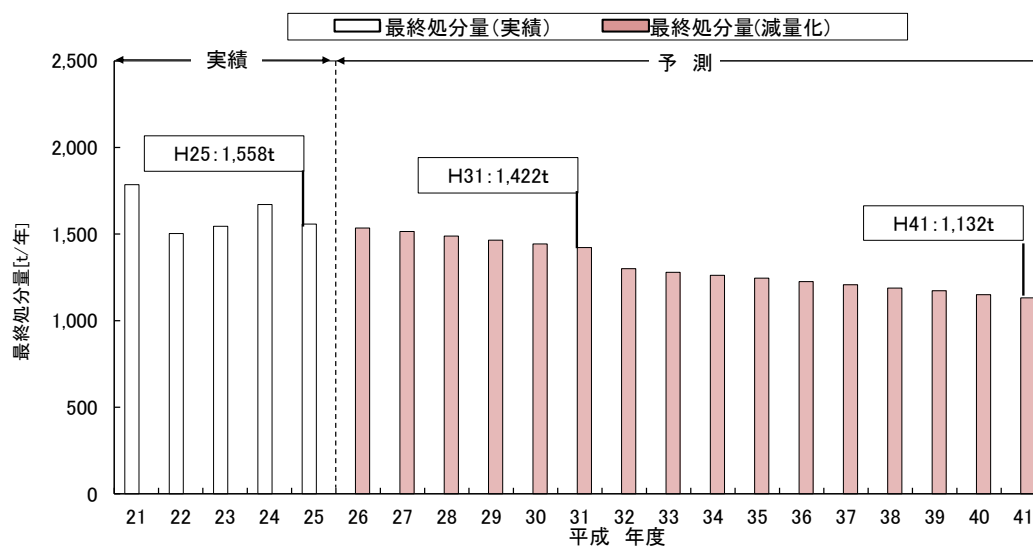


図 3-17 最終処分量の予測

第8節 施策の体系

本計画における施策の体系を図 3-18、計画推進のための主要施策を図 3-19 に示します。

【基本理念】

みんなでごみゼロ大作戦！～きらきら 豊かなめぐみ野 かすみがうら～

【数値目標】

- ①ごみ排出量：家庭系ごみ、事業系ごみを含めた1人1日当たりごみ排出量を平成25年度比（1,039g）で平成31年度までに約5%削減（約990g）、平成41年度までに約10%削減（約940g）を目指します。
- ②資源化率：資源化率（資源化量÷ごみ排出量）を平成41年度までに茨城県の目標値である23%を目指します。

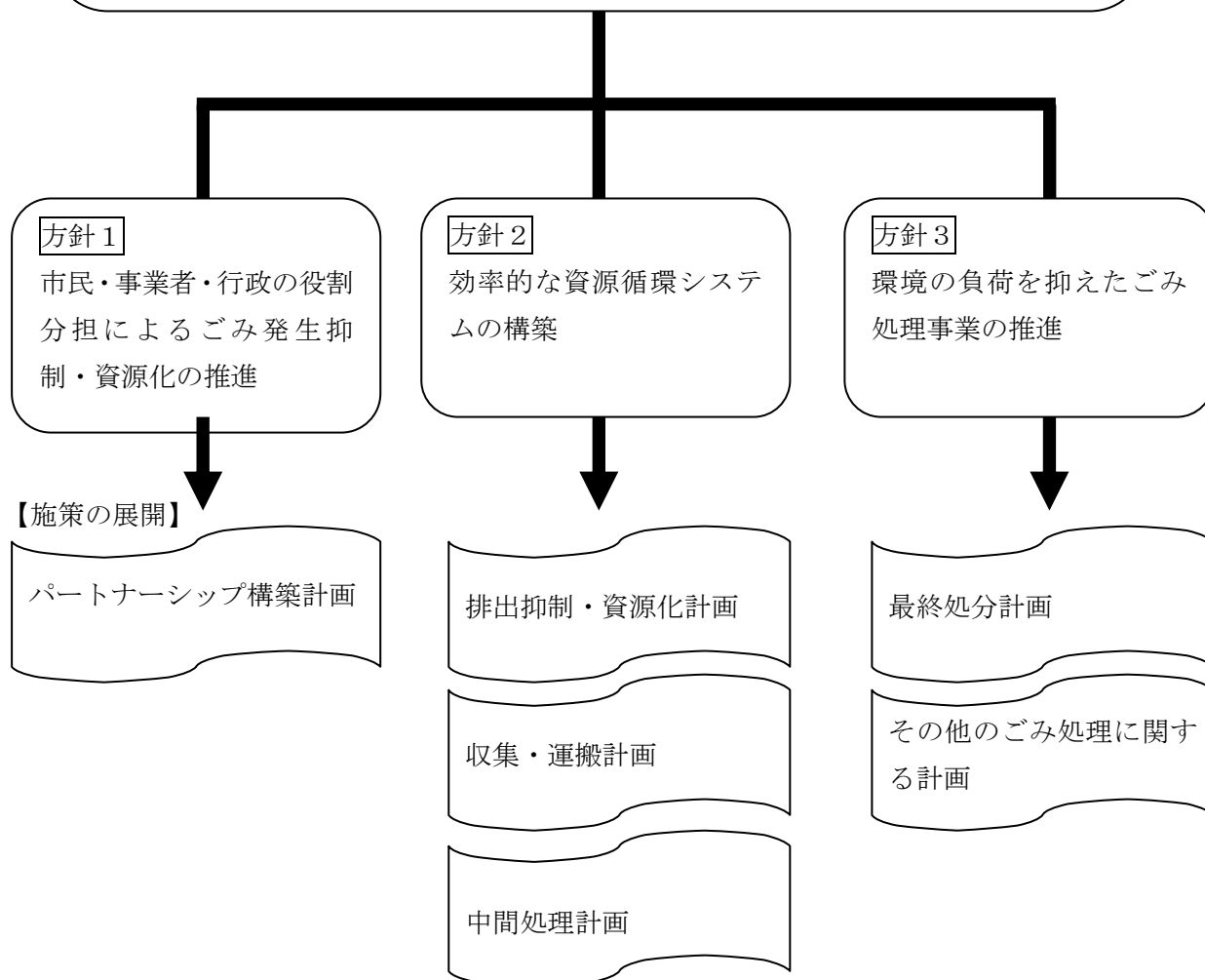
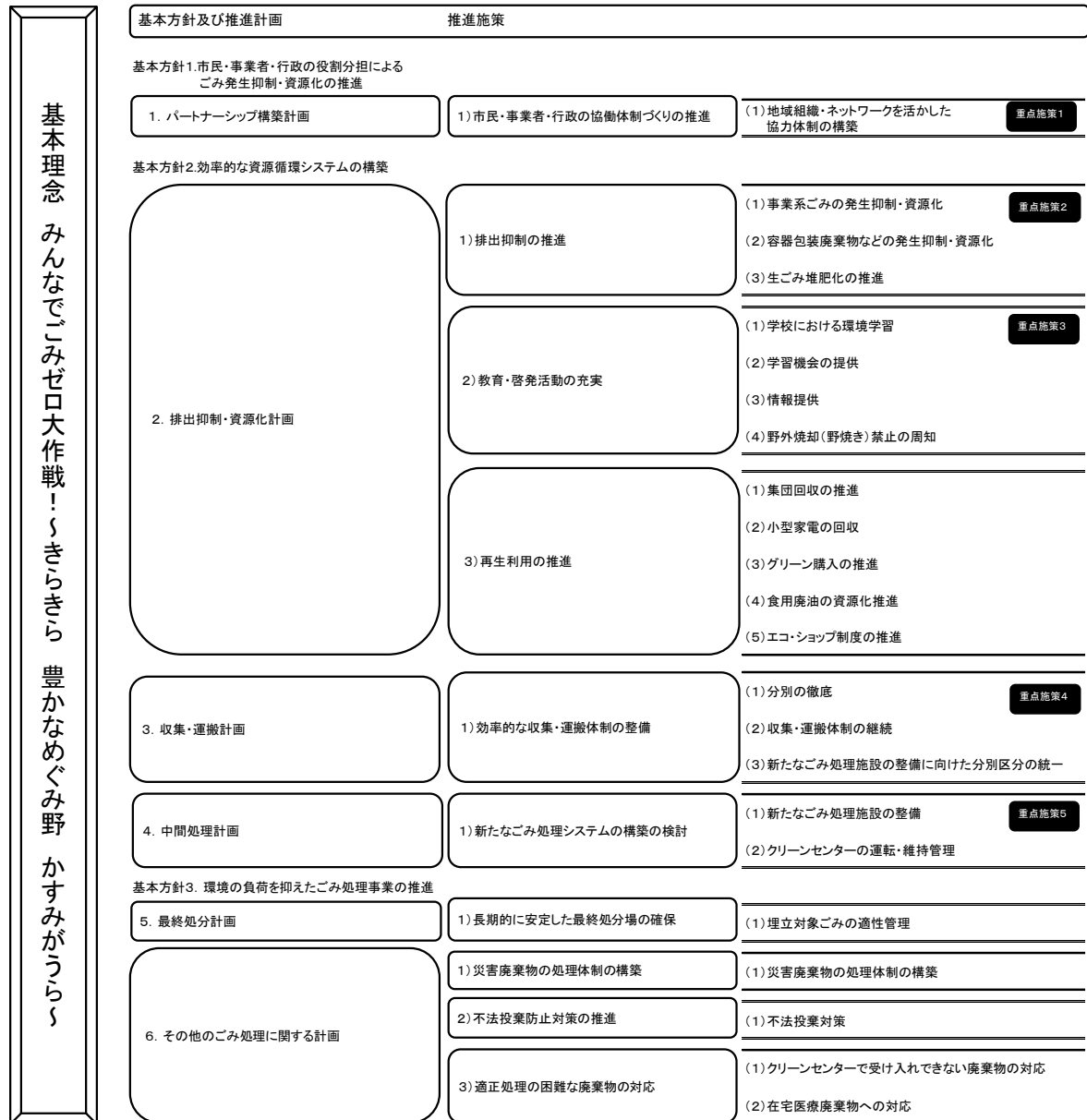


図 3-18 本計画の施策体系図



基本理念
みんなでごみゼロ大作戦！くさくさ
豊かなめぐみ野
かすみがうら

図 3-19 計画推進のための主要施策

1. パートナーシップ推進計画

1) 市民・事業者・行政の協働体制づくりの推進

ごみの排出抑制、再使用及び再生利用を効率的に推進していくためには、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を理解して主体的な取り組みを実践していくとともに、互いのパートナーシップを推進していくことが重要です。

市は行政の取組みを推進するとともに、市民、事業者に対して、それぞれの主体が取り組むべき事項について、様々な機会を通して普及・啓発を行います。

市民・事業者・行政の役割

【市民の役割】

- a. 不必要なものを買わない、受け取らないなど日常的な生活での心がけ、使い捨て商品の安易な使用を自粛し、買い物袋を持参するなど、ごみを出さないライフスタイルを実践します。
- b. 商品の購入では、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品を選択します。
- c. 商品の使用では、故障時の修理を励行し、可能な限り長期間使用します。
- d. 事業者、行政の行う再資源化に対する取り組みに協力します。

【事業者の役割】

- a. 原材料の選択や製造工程の工夫などによる排出抑制を推進します。
- b. ごみの再生利用を他の事業者と連携して行うなど、適正な循環的利用を推進します。
- c. 容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供等を積極的に行います。
- d. 自らが製造等を行った製品や容器等がごみとなったものについて、極力自主的に引き取り、循環利用を推進します。

【行政の役割】

- a. ごみの排出抑制や資源化に係る計画や目標の設定を行い、市民、事業者の取り組みを調整し、取りまとめます。
- b. ごみの排出・処理の状況、資源循環・適正処理に係る法制度や技術的動向等の情報提供を適切に実施します。
- c. ごみや資源物の循環利用に係る補助金や助成金等支援を継続します。
- d. 排出されたごみの循環利用の適正処理を行います。

(1) 地域組織・ネットワークを活かした協力体制の構築 **重点施策 1**

各地域における自治会、区長会、子ども会などの既存ネットワークを活かしてごみ分別の現状、課題点などの意見交換の機会を設け、ごみの減量やリサイクルに対する協力体制を構築していきます。

また、かすみがうら市環境美化委員会、かすみがうら市ごみ減量推進委員会及びかすみがうら市廃棄物不法投棄監視委員会を開催し、市民や事業者の相互理解を深めていきます。

2. 排出抑制推進計画

1) 排出抑制の推進

(1) 事業系ごみの発生抑制・資源化

重点施策2

市は、事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう協力を求めます。また、減量化・資源化啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行い、ごみの発生抑制を促進します。

多量排出事業者に対しては、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を把握するとともに、必要な助言・指導を行います。特に、事業所から多量に発生する古紙類を資源化するため、市は古紙類の資源化のルートの確保を検討します。

②容器包装廃棄物などの発生抑制・資源化

市内において、マイバック利用促進運動、店頭でのばら売り、資源の店頭回収の利用を推進し、容器包装廃棄物などの発生抑制・資源化を図ります。

③生ごみ堆肥化の推進

生ごみの減量のため、エコクッキングの普及・啓発や水切りの徹底、堆肥化を推進します。生ごみの堆肥化については、生ごみ処理機等の助成を継続して実施し、利用啓発を図っていきます。

2) 教育・啓発活動の充実

(1) 学校における環境学習

重点施策3

市は、環境を守り資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために、小学校での環境教育を推進していきます。

市内の小学校の児童に対しては、本市の分別方法、ごみの減量、リサイクル方法などの内容を見直した副読本を活用した授業を行うとともに、クリーンセンターの見学を行い、ごみ処理について学ぶ機会を設け、3R推進のための意識づくりを行います。

(2) 学習機会の提供

市民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうため、大人を対象とした「ごみ分別講座」や施設見学会を開催します。

(3) 情報提供

市民、事業者が率先して排出抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報等を広報誌、ホームページ等を通して情報を提供します。

(4) 野外焼却（野焼き）禁止の周知

家庭や事業所におけるごみの野外焼却は、有害な物質が発生することもあるため、原則的に禁止されています。市は消防署等関係機関と連携し、行為者に対して啓発を行うなど、野外焼却の防止対策を推進していきます。

3) 再生利用の推進

(1) 集団回収の推進

集団回収において、より資源物を回収できるよう、市民の子ども会等で実施している集団回収を継続していくとともに、市民に対し、集団回収への参加・協力を促していきます。

(2) 小型家電の回収

平成 25 年 4 月 1 日に施行された小型家電リサイクル法に基づき、小型家電製品に含まれる金、銅などの有用金属のリサイクルに取り組みます。

(3) グリーン購入の推進

再生品等の供給面の取り組みに加えて需要面からの取り組みが重要であることから、市は率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を行うことにより、需要の転換を図ります。

(4) エコ・ショップ制度の推進

市は、環境に優しい商品の販売、レジ袋削減等、ごみの減量化・リサイクル活動に取り組んでいる店舗をエコ・ショップとして認定し、広く市民に P R します

3. 収集・運搬計画

1) 効率的な収集・運搬体制の整備

(1) 分別の徹底

重点施策 4

市は、資源化率向上を図るため、ごみの分別が適正行われるように、分別区分やごみ収集日程等の見直しを検討するとともに、分別排出の指導を徹底します。不適切な分別をされているものについては、適正分別の上、排出するよう注意を記載したシール(図 3-20 参照)をごみ袋に貼り、集積場に残置する措置をとっていきます。特に、「燃えるごみ」の中には新聞、雑誌等の資源物となる古紙類が含まれていることから、古紙類の適正分別ができるよう分別方法の周知を図ります。

事業者に対しては、発生抑制・リサイクルの推進に向けて、分別区分のとおり適正に排出するようクリーンセンターの職員と共に受入時に展開検査を行い、不適切なものは持ち帰らせる指導を強化します。また、事業所から多量に発生する古紙を資源化するため、排出事業者に対する意識向上を図るとともに、排出事業者と資源化業者を結びつけるための取り組みを検討します。

(2) 収集・運搬体制の継続

現在の収集・運搬体制を維持していきます。新たなごみ処理施設の稼働後の収集・運搬体制については、収集効率や収集運搬量等を踏まえながら関係自治体と協議の上、検討していきます。

(3) 新たなごみ処理施設の整備に向けた分別区分の統一

市では広域で新たに整備する中間処理施設の稼働に向けて関係自治体との協議を進めています。この中で新たな分別区分の追加等について検討を進めていきます。

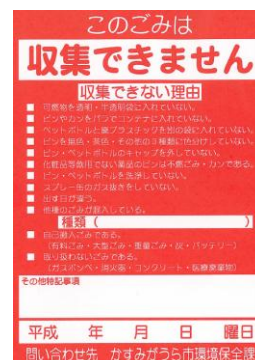


図 3-20 収集できませんシール

4. 中間処理計画

1) 新たなごみ処理システムの構築の検討

(1) 新たなごみ処理施設の整備 **重点施策5**

現在、本市では、関係自治体と協働してごみ処理を推進していくために、「石岡市・小美玉市・かすみがうら市・茨城町一般廃棄物広域処理推進協議会」に参画し、新たなごみ処理施設の整備に関する協議を行っています。今後も2市1町と共に適正なごみ処理施設の整備に向けた検討を行っていきます。

(2) クリーンセンターの運転・維持管理

クリーンセンターの訂正な運転・維持管理を行い、市内から発生するごみの安定処理を継続していきます。また、施設の運転・維持管理にあたっては、資源の回収を徹底するとともに、燃料や電気の使用量の低減を図っていきます。処理や資源化を民間に委託しているものについては、適正な処理・資源化がなされているかをモニタリングしていきます。

5. 最終処分計画

1) 長期的に安定した最終処分場の確保

(1) 埋立対象ごみの適性管理

現在、本市は最終処分場がないため、不燃残渣、焼却灰は民間の最終処分場へ委託処分しています。埋立対象ごみの性状等が、民間の最終処分場の受け入れ基準に適合していることを確認したうえで委託し、今後も民間への委託を継続していきますが、委託した残渣が適正に処分されているかモニタリングを継続していきます。今後、本市の安定的なごみ処理を維持するために、多数の最終処分場先の検討を行います。

6. その他のごみ処理に関する計画

1) 災害廃棄物の処理体制の構築

かすみがうら市地域防災計画に基づき、震災、水害等の災害廃棄物への迅速かつ適正な対応を図るために、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立します。

また、あらかじめ、関係機関、近隣自治体及び民間団体などと連絡・調整を行い、災害廃棄物処理に対する支援・協力体制を整備します。

2) 不法投棄防止対策の推進

不法投棄の早期発見及び早期対応を図るため、廃棄物不法投棄監視員を委嘱し不法投棄対策を図るとともに、公共用地に不法投棄された廃棄物の適正処理を行います。

3) 適正処理の困難な廃棄物の対応

(1) クリーンセンターで受け入れできない廃棄物の対応

クリーンセンターで受け入れできない廃棄物として、建設廃材、ガスボンベ、消火器等があげられます。市は、市民に対してこれらの廃棄物を専門の処理業者や販売店に処理を依頼するよう啓発していきます。

（２）在宅医療廃棄物への対応

在宅医療廃棄物は、廃棄物処理法上、一般廃棄物であり、原則として市に処理責任があります。市は市民に対して、注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは、患者・家族が医療機関に持ち込み、感染性廃棄物として処理するよう周知を図ります。その他の非鋭利で感染性が低く安全に取り扱える物は、関係機関と十分協議し、安全な処理を行っていきます。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の現状と課題

1. 生活排水処理行政の動向（国・茨城県）

1) 国の動向

国は、これまでの生活排水対策について処理施設の整備が十分でないため、地域の実状に応じ、浄化槽、下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラント（地域し尿処理施設）など各種汚水処理施設の整備を推進しました。その際、人口減少の社会情勢の変化を踏まえ、都道府県ごとの汚水処理施設の整備等に関する「都道府県構想」の見直しを推進し、汚水処理施設の整備の効率化を図りました。

平成24年8月に策定した社会資本重点計画（国土交通省）では、快適で活力のある暮らしの実現を図るため、下水道の普及拡大、高度処理施設の整備、合流式下水道の緊急改善などの下水道整備事業等との連携により、美しい水環境を創出するため、公衆衛生の向上と生活環境の改善を推進し、汚水処理人口普及率を平成28年度末までに約95%にすることを目標としています。

【社会資本整備重点計画】

汚水処理人口普及率の数値目標

平成22年度末において約87%、平成28年度末までに約95%

注1)：汚水処理人口普及率(%) = (水洗化・生活雑排水処理人口 + 水洗化・生活雑排水未処理人口) ÷ 行政人口 × 100

2) 茨城県の動向

茨城県では、工場・事業場等の排水について「水質汚濁防止法」等の法令に基づく排水規制、指導等により汚濁負荷の削減が図られてきました。河川（BOD）、湖沼（COD）等の水質環境基準の達成率は75.7%（平成25年度）であり、全国平均値（92.0%）と比べると依然として低い状況にあります。この要因として、炊事、洗濯、入浴等の生活排水による負荷が大きいことから、茨城県では、「茨城県生活排水ベストプラン」（以下 ベストプランという）を策定し、それぞれの地域に適した効率の良い下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進を図っています。

平成21年10月26日に改訂したベストプランにおいて、生活排水処理普及率を以下のように見込んでいます。

【茨城県生活排水ベストプラン（改訂）】

生活排水処理普及率の数値目標

平成27年度において88%、平成37年度までに100%（整備完了）

注2)：生活排水処理普及率(%) = 生活排水処理人口(人) / 行政人口(人) × 100

2. 生活排水処理施設について

1) 処理フロー

本市における生活排水処理体系の概要を図 4-1 に示します。

本市の全域より発生する生活排水及びし尿、浄化槽汚泥は、霞ヶ浦浄化センター、田伏浄化センター及び石岡クリーンセンターで適正に処理されます。

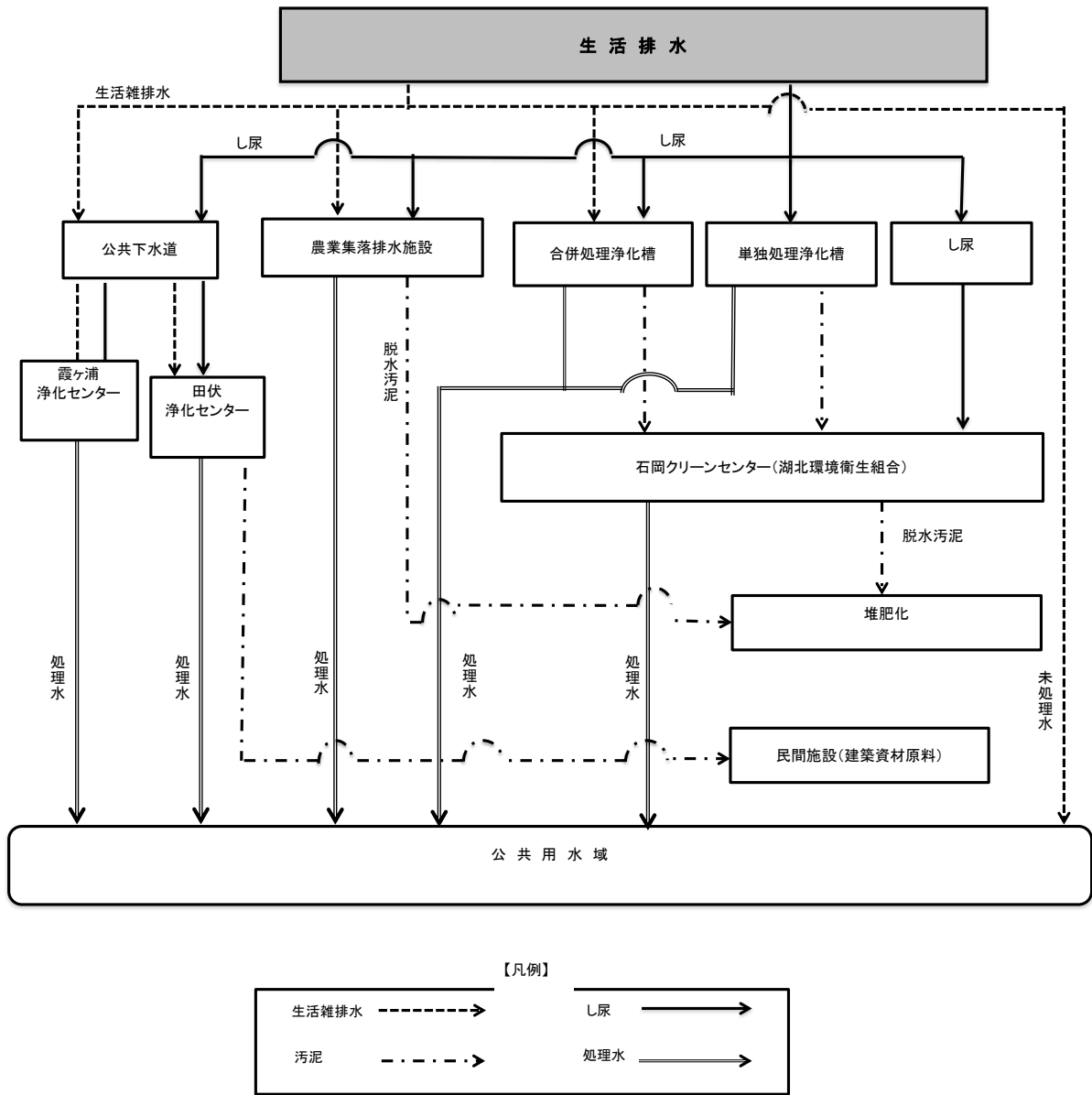


図 4-1 本市の生活排水処理体系

3. 生活排水処理の体系

1) 生活排水処理の管理主体

生活排水処理の管理主体を表 4-1、公共下水道区域及び農業集落排水施設等の位置図を図 4-2 に示します。

本市の生活排水処理形態は、茨城県が管理している流域関連公共下水道、本市が管理している流域関連特定環境保全公共下水道、単独特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、設置者が管理している合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿汲み取りがあります。

表 4-1 生活排水処理の管理主体

生活排水処理形態	処理対象	管理主体 () 内処理施設管理主体	し尿・浄化槽の処理施設
流域関連公共下水道	し尿・生活雑排水	かすみがうら市 (茨 城 県)	稲吉・中佐谷・宍倉地区 霞ヶ浦浄化センター
流域関連特定環境保全 公共下水道	し尿・生活雑排水	かすみがうら市 (茨 城 県)	牛渡・加茂地区 霞ヶ浦浄化センター
単独特定環境保全 公共下水道	し尿・生活雑排水	かすみがうら市 (かすみがうら市)	田伏・志戸崎地区 田伏浄化センター
農業集落排水施設	し尿・生活雑排水	かすみがうら市 (かすみがうら市)	志筑地区
			志筑処理場
			千代田東部地区
			千代田東部処理場
			土田地区
			土田処理場
			新治地区
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	設置者 (湖北環境衛生組合)	新治処理場
			上稲吉地区
			上稲吉処理場
			深谷地区
			深谷浄化センター
単独処理浄化槽	し尿のみ	設置者 (湖北環境衛生組合)	大和田地区
			一の瀬浄化センター
し尿汲み取り	し尿のみ	設置者 (湖北環境衛生組合)	柏崎地区 柏崎浄化センター

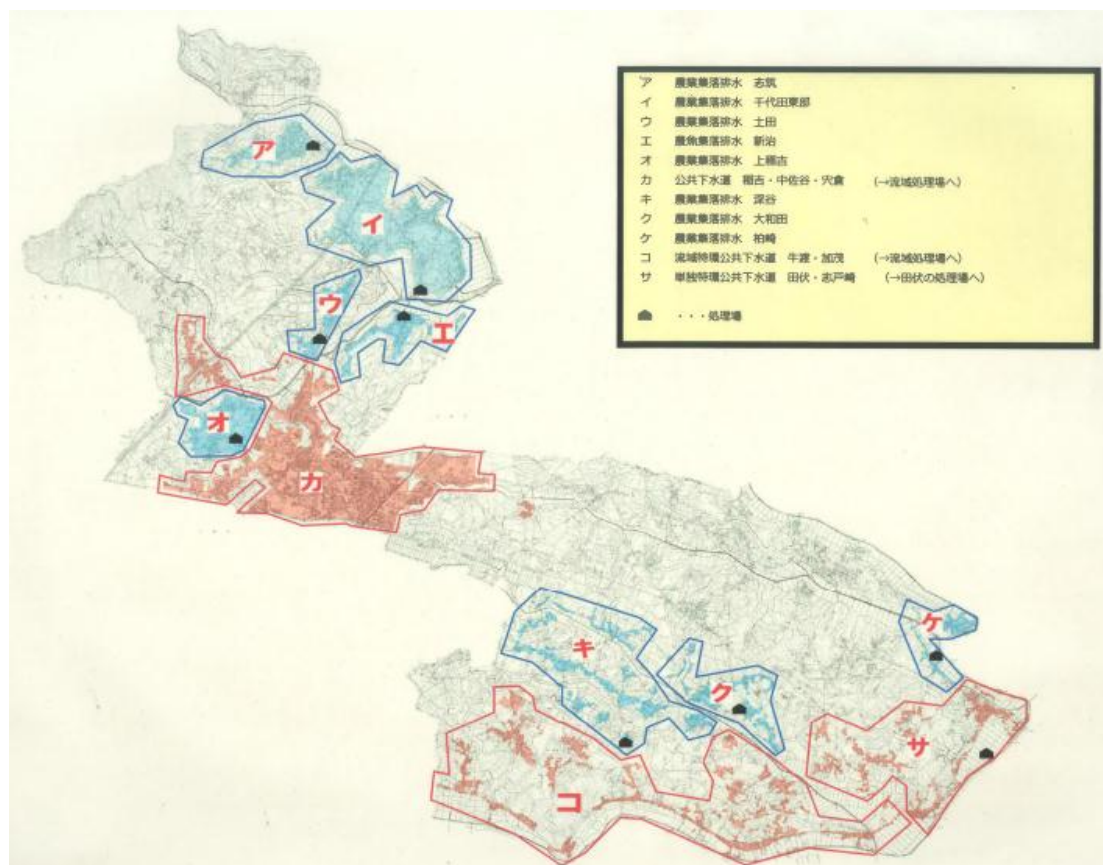


図 4-2 公共下水道区域及び農業集落排水施設等の位置図

2) 公共下水道の整備状況

(1) 流域関連公共下水道（稲吉・中佐谷・宍倉地区）

流域関連公共下水道（稲吉・中佐谷・宍倉地区）の整備状況を表 4-2 に示します。

表 4-2 公共下水道（稲吉・中佐谷・宍倉地区）整備状況

区分	全体計画	事業計画
計画区域面積	1401.7 ha	689.1 ha
計画処理人口	23,268 人	18,467 人
計画目標年次	平成 37 年度	平成 28 年度
計画汚水量（日最大）	14,052 m ³	9,784 m ³
処理場	霞ヶ浦浄化センター	
供用開始年月日	昭和 58 年 4 月 1 日	

(2) 流域関連特定環境保全公共下水道（牛渡・加茂地区）

流域関連特定環境保全公共下水道（牛渡・加茂地区）の整備状況を表 4-3 に示します。

表 4-3 流域関連特定環境保全公共下水道（牛渡・加茂地区）整備状況

区分	全体計画	事業計画
計画区域面積	573.9 ha	226.7 ha
計画処理人口	7,832 人	3,285 人
計画目標年次	平成 37 年度	平成 28 年度
計画汚水量（日最大）	3,329 m ³	1,397 m ³
処理場	霞ヶ浦浄化センター	
供用開始年月日	平成 12 年 3 月 31 日	

(3) 単独特定環境保全公共下水道（田伏・志戸崎地区）

単独特定環境保全公共下水道（田伏・志戸崎地区）の整備状況を表 4-4 に示します。

表 4-4 単独特定環境保全公共下水道（田伏・志戸崎地区）整備状況

区分	全体計画	事業計画
計画区域面積	97 ha	97 ha
計画処理人口	2,700 人	2,700 人
計画目標年次	平成 37 年度	平成 28 年度
計画汚水量（日最大）	950 m ³	950 m ³
処理場	田伏浄化センター	
供用開始年月日	平成元年 4 月 1 日	

3) 農業集落排水施設の概要

農業集落排水施設の概要を表 4-5 に示します。

本市の農業集落排水施設の処理場は、志筑、千代田東部、土田、新治、上稲吉、深谷、大和田、柏崎地区の 8ヶ所で処理を行っています。

表 4-5 農業集落排水施設の概要

地区	施設名称	計画処理人口 (人)	日最大計画汚水量 (m ³ /日)	処理方法	所在地 (かすみがうら市)	共用開始 年月日
志筑	志筑処理場	1,340	422.4	回分式活性汚泥方式	中志筑 194-1	平成 6 年 4 月
千代田東部	千代田東部処理場	2,380	785.4	回分式活性汚泥方式	東野寺 1754-2	平成 14 年 4 月
土田	土田処理場	720	224.4	回分式活性汚泥方式	上土田 50-4	平成 3 年 4 月
新治	新治処理場	700	231.0	回分式活性汚泥方式	新治 1861	平成 10 年 4 月
上稲吉	上稲吉処理場	970	343.2	回分式活性汚泥方式	上稲吉 569-3	平成 10 年 4 月
深谷	深谷浄化センター	3,760	1240.8	回分式活性汚泥方式	深谷 3975	平成 10 年 3 月
大和田	一の瀬浄化センター	1,680	513.0	回分式活性汚泥方式	一の瀬 253-2	平成 7 年 5 月
柏崎	柏崎浄化センター	920	303.6	回分式活性汚泥方式	柏崎 1996	平成 5 年 6 月

4) 合併処理浄化槽の設置基数

合併処理浄化槽の設置基数を表 4-6 に示します。

平成 25 年度の合併処理浄化槽の補助基数は 50 基、新設基数は 36 基でした。

表 4-6 合併処理浄化槽新設基数

区 分	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
浄化槽新設基数(補助)	基	51	54	59	52	50
5 人槽		20	21	19	16	24
6~7 人槽		31	29	37	33	21
8~10 人槽		—	4	3	3	5
11~20 人槽		—	—	—	—	—
21~30 人槽		—	—	—	—	—
31~50 人槽		—	—	—	—	—
51 人槽以上		—	—	—	—	—
浄化槽新設基数(補助外)		30	52	13	40	36
5 人槽		16	15	6	19	20
6~7 人槽		10	25	6	12	10
8~10 人槽		2	4	—	5	3
11~20 人槽		1	5	—	2	—
21~30 人槽		1	2	1	1	1
31~50 人槽		—	1	—	—	—
51 人槽以上		—	—	—	1	2
合計		81	106	72	92	86

5) 収集運搬方法

し尿及び浄化槽汚泥収集・運搬体制を表 4-7 に示します。

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、家庭系は委託業者、事業系は許可業者が行っています。

表 4-7 し尿及び浄化槽汚泥収集・運搬体制

	し尿	浄化槽汚泥
家庭系	委託業者	委託業者
事業系	許可業者	許可業者

6) 中間処理

石岡クリーンセンターの概要を表 4-8 に示します。

本市で排出されたし尿及び浄化槽汚泥は、石岡クリーンセンターで処理を行っています。

表 4-8 石岡クリーンセンターの概要

施設名称	石岡クリーンセンター	
所在地	茨城県石岡市東府中 25 番 1 号	
事業主体	湖北環境衛生組合	
組合構成市	かすみがうら市・土浦市・小美玉市・石岡市	
処理能力	141kℓ／日（し尿 52kℓ／日 浄化槽汚泥 89kℓ／日）	
建設年月日	平成 14 年 7 月 19 日～平成 17 年 3 月 31 日	
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理	
汚泥等 処理方法	し渣類	焼却処理
	汚泥	脱水後堆肥化及び焼却処理
処理水質	pH（水素イオン濃度）	5.8～8.6
	BOD（生物化学的酸素要求量）	10mg／ℓ以下
	COD（化学的酸素要求量）	10mg／ℓ以下
	SS（浮遊物質質量）	10mg／ℓ以下
	T-N（全窒素）	10mg／ℓ以下
	T-P（全リン）	1mg／ℓ以下
	色度	30 度以下
	大腸菌群数	1000 個／cm ³ 以下

7) 最終処分

石岡クリーンセンターで処理された処理水は、公共用水域に放流されます。し尿及び浄化槽汚泥の処理後に発生するし渣は焼却処理を行い、汚泥は脱水後、堆肥化若しくは焼却処理されます。焼却処理に伴い発生する焼却灰は埋立処分を行っています。

4. 生活排水処理の実績

1) 生活排水処理形態別人口

計画処理区域内人口の推移を表 4-9 及び図 4-3 に示します。

平成 25 年度の計画処理区域内人口は 43,780 人であり、そのうち水洗化・生活雑排水人口が 37,521 人、単独処理浄化槽人口が 5,109 人、非水洗化人口が 1,150 人です。

過去 5 年間の推移をみると、合併処理浄化槽人口は増加傾向にありますが、そのほかの区分は減少傾向にあります。

表 4-9 生活排水処理形態別人口の推移（外国人登録人口含む）

区 分	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1. 計画処理区域内人口（行政人口）	人	45,179	44,985	44,679	44,217	43,780
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	38,594	38,428	38,167	37,772	37,521
(1) コミュニティプラント人口	人					
(2) 公共下水道（水洗化人口）	人	26,222	26,110	25,932	25,664	25,289
(3) 合併処理浄化槽人口	人	4,258	4,239	4,211	4,167	4,361
(4) 農業集落排水人口	人	8,114	8,079	8,024	7,941	7,871
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	人	5,404	5,381	5,344	5,289	5,109
4. 非水洗化人口	人	1,181	1,176	1,168	1,156	1,150
(1) し尿収集	人	1,181	1,176	1,168	1,156	1,150
(2) 自家処理	人					
5. 浄化槽人口 [2. (3)+3]	人	9,662	9,620	9,555	9,456	9,470
生活排水処理普及率 [2/1×100]	%	85.4	85.4	85.4	85.4	85.7

注 1)：本市の平成 21～23 年度の値は、計画処理区域内人口を平成 24 年度実績の比率で按分しているため、平成 21～24 年度の生活排水処理普及率は同値となっている。（以下同様）

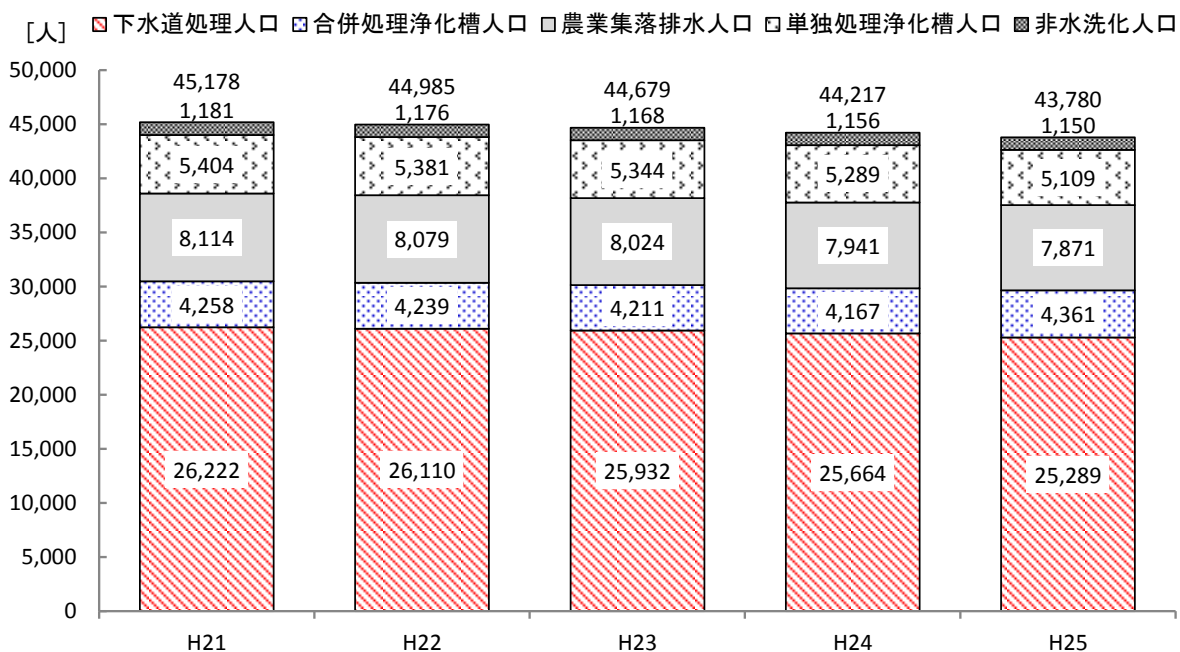


図 4-3 計画処理区域内人口の推移

2) 生活排水処理普及率の推移

国、茨城県、本市の生活排水処理普及率の比較を図 4-4 に示します。

本市の平成 24 年度の生活排水処理普及率は 85.4%であり、国、茨城県と比較すると、国より 2.7%、茨城県より 12.7%高い値を示しています。

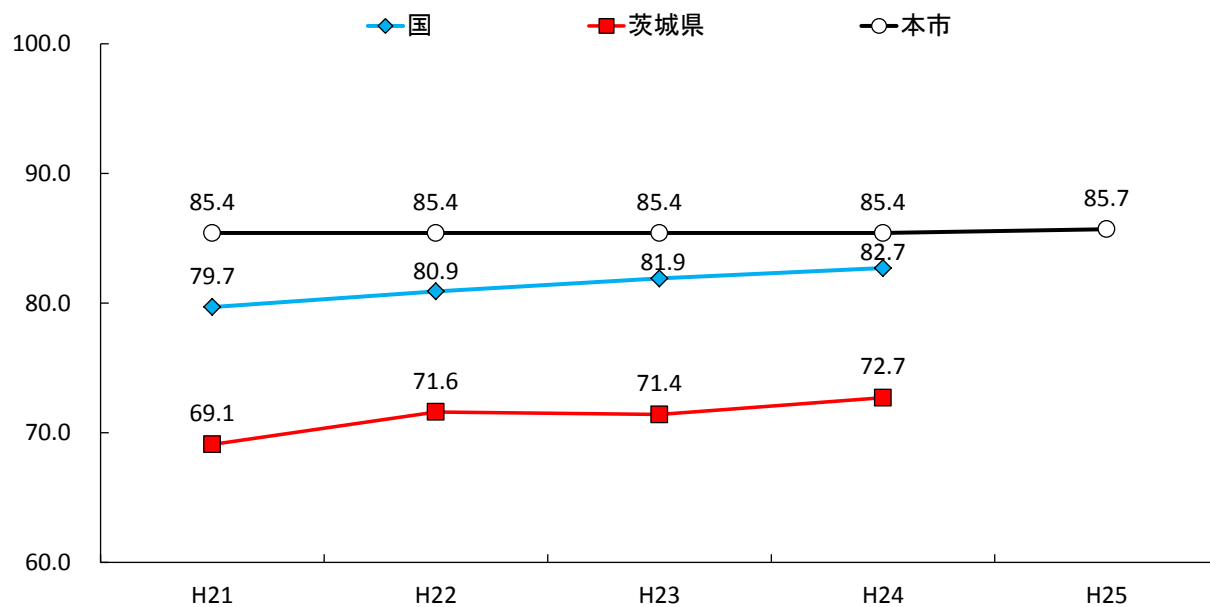


図 4-4 国、茨城県、本市の生活排水処理普及率の比較

注 1) : 国及び茨城県の値は、環境省一般廃棄物実態調査結果より引用。平成 25 年度は未公表。以下同様

3) し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥の排出量の実績

し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥の排出量の実績を表 4-10、日平均排出量の推移を図 4-5、脱水汚泥処理量及び搬入量の推移を図 4-6 に示します。

平成 25 年度におけるし尿排出量は 1,491.66kℓ/年、浄化槽汚泥排出量は 4,759.78kℓ/年であり、直近 2 年間の推移は減少傾向を示しています。また、浄化槽汚泥混入率は平成 21 年度から増加傾向を示し、平成 25 年は 76%を示しています。

表 4-10 し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥の排出量の実績

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収集人口	人	18,957	18,875	18,747	18,553	18,491
し尿	人	1,181	1,176	1,168	1,156	1,150
農業集落排水施設	人	8,114	8,079	8,024	7,941	7,871
浄化槽	人	9,662	9,620	9,555	9,456	9,470
年間排出量	kℓ/年	6,848.05	6,674.60	6,183.27	6,425.12	6,251.44
し尿	kℓ/年	1,835.82	1,731.14	1,586.35	1,541.56	1,491.66
浄化槽汚泥※ ¹	kℓ/年	5,012.23	4,943.46	4,596.92	4,883.56	4,759.78
日平均排出量	kℓ/日	18.76	18.28	16.89	17.60	17.13
し尿	kℓ/日	5.03	4.74	4.33	4.22	4.09
浄化槽汚泥※ ¹	kℓ/日	13.73	13.54	12.56	13.38	13.04
浄化槽汚泥混入率※ ²	%	73.19	74.06	74.34	76.01	76.14
処理量	kℓ/年	6,851.05	6,674.60	6,183.27	6,425.12	6,251.44
し尿	kℓ/年	1,835.82	1,731.14	1,586.35	1,541.56	1,491.66
浄化槽汚泥※ ¹	kℓ/年	5,015.23	4,943.46	4,596.92	4,883.56	4,759.78
処理量（脱水汚泥）	t/年	584.40	568.42	469.99	486.05	482.88
焼却処理量（し渣含む）	t/年	558.61	543.17	445.49	460.70	457.95
堆肥化投入量	t/年	25.79	25.25	24.50	25.35	24.93
搬出量	t/年	136.35	140.07	149.64	192.62	150.35
沈渣（焼却）※ ³	t/年	94.50	95.90	103.52	136.51	101.44
製品堆肥（堆肥化）	t/年	27.55	29.92	29.63	32.32	31.97
焼却灰（埋立）	t/年	14.30	14.25	16.49	23.79	16.94
1人1日当たりし尿排出量※ ⁴	ℓ/人/日	4.26	4.03	3.71	3.65	3.55
1人1日当たり浄化槽汚泥排出量※ ⁵	ℓ/人/日	0.77	0.77	0.71	0.77	0.75

※¹：農業集落排水施設から排出される汚泥を含む。

※²：浄化槽汚泥混入率＝浄化槽汚泥／年間排出量×100

※³：別施設に搬出のうえ、中間処理、最終処分を行っている。

※⁴：1人1日当たりし尿排出量＝し尿年間排出量／し尿収集人口／年間日数

※⁵：1人1日当たり浄化槽汚泥排出量＝浄化槽汚泥年間排出量／（農業集落排水施設収集人口＋浄化槽収集人口）／年間日数

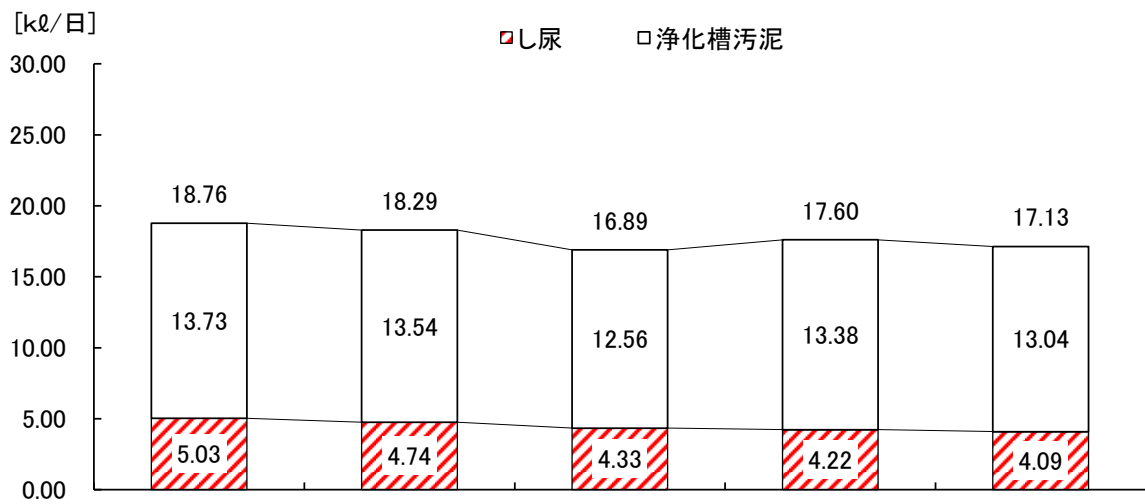


図 4-5 日平均排出量の推移（し尿、浄化槽汚泥）

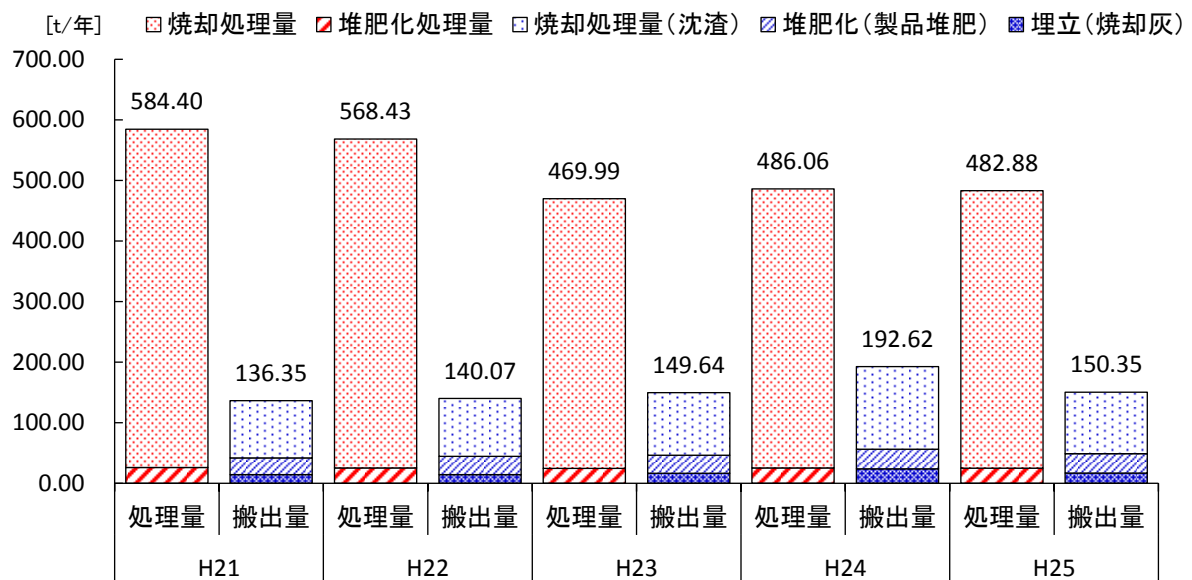


図 4-6 脱水汚泥処理量及び搬出量の推移

5. 課題の整理

本市の生活排水処理における課題は以下のとおりです。

課題 1：生活排水処理普及率の向上

本市の生活排水処理普及率は、国、茨城県と比較すると高いですが、近年横ばい傾向に落ちています。今後、国、茨城県の目標値に近づけるため、下水道の整備、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の利用促進が求められます。

課題 2：合併処理浄化槽の整備

公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の整備に加え、生活排水処理施設への接続率の向上を図る必要があります。さらに、公共下水道認可区域及び農業集落排水施設区域外の地域では、合併処理浄化槽の設置を促進する必要があります。

課題 3：適正な収集運搬及び処理計画の見直し

合併処理浄化槽の人口の増加及び単独処理浄化槽、し尿汲み取り人口の減少に伴ったし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び処理量の変化に対応した、収集運搬及び処理計画を適宜見直していく必要があります。

課題 4：生活排水の排出抑制

茨城県で掲げている、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第 6 期）では、「泳げる霞ヶ浦」「遊べる河川」を平成 32 年度までの長期ビジョンとして掲げ、5 年ごとに水質浄化に関する対策の進捗状況を検証・評価をしています。

本市の主要河川である一の瀬川、菱木川、恋瀬川の平成 25 年度の水質は、環境基準（BOD75%※¹）を超過しています（図 4-7 参照）。この要因は、未処理の生活排水が流入していることが考えられます。

基準値を達成するためには、霞ヶ浦に流入する河川の水質を改善していく必要があります、市民一人ひとりの生活雑排水の排出を抑制していく必要があります。

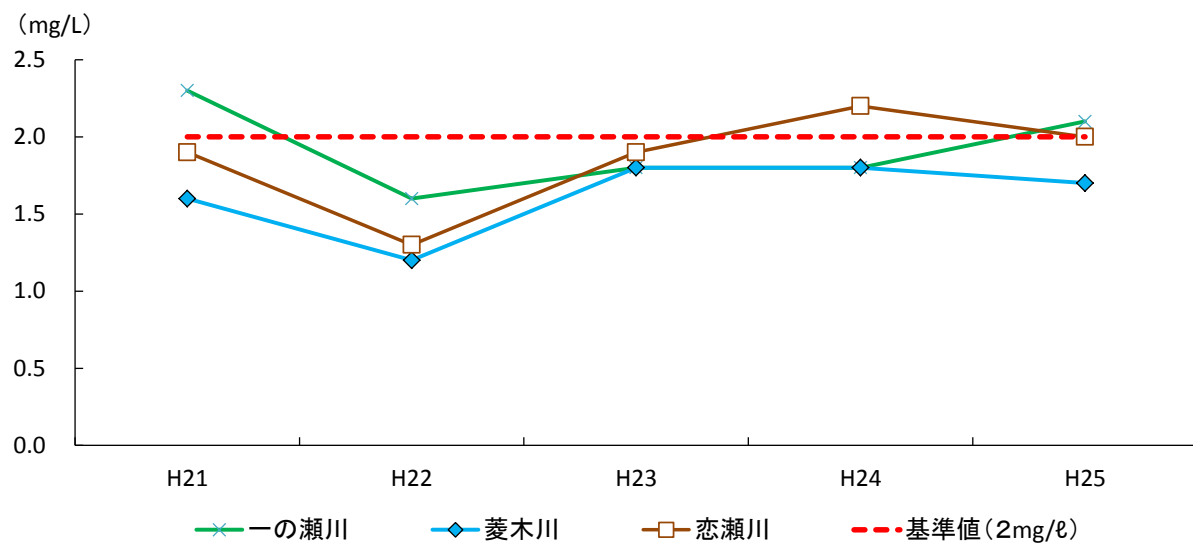


図 4-7 市内主要河川の水質（BOD75%）測定結果の推移

出典：茨城県環境白書

※ 1 : BOD 等生活環境項目の環境基準に対する適合性の判断方法として用いられています。これは年間を通じて 3/4 (75%) はその値を超えない水質を示すものであり、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n は日間平均値の全データ数) のデータ値をもって 75% 値とします。

第2節 生活排水処理基本計画

1. 基本理念

霞ヶ浦の水質を保全していくためには、霞ヶ浦に流入する河川の水質を保全していく必要があります。本市の生活排水の処理状況は、霞ヶ浦の水質に大きく影響します。

本計画では、河川及び霞ヶ浦の水質汚濁の防止を図るため、公共下水道、浄化槽等の施設整備を計画的に行い、家庭からの生活排水の排出量の削減、適正排出に努めることで、豊かな水環境の保全を目指します。

以下に生活排水処理基本計画の基本理念を示します。

快適な水環境を創造するまち ～ふるさとの豊かな水環境を目指して～

2. 基本方針

基本理念を具体化するために、基本方針を次のように設定します。

基本方針1：水環境の向上のための普及啓発活動の推進

豊かな水環境の創出のため、家庭での生活排水排出対策が重要になります。家庭からの排出量削減、適正な排出に関する普及啓発活動等を行います。

また、公共下水道及び農業集落排水施設整備区域外では生活排水処理普及率拡大のため、合併処理浄化槽の普及拡大を目指すとともに、浄化槽設置者への適正管理に関する呼びかけ等を行い、維持管理水準の向上を目指します。

基本方針2：安定したし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制の構築、浄化槽の適正管理

生活排水の安定処理を実現するためには、公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域では、整備計画の早期実現を目指すとともに、共用区域内の接続率向上を目指します。

また、適正な処理体制の継続に向け、石岡クリーンセンターに搬入されるし尿及び浄化槽汚泥量の把握に努めるとともに、将来のし尿及び浄化槽汚泥の変化に対応した柔軟な体制を整えます。

3. 数値目標

本計画では、生活排水処理普及率を目標値に設定します。

計画目標年次における目標値は、ベストプランに合わせ、生活排水処理普及率を平成 37 年度までに 100%達成し、平成 41 年度までその水準を維持します。

数値目標

生活排水処理普及率を

平成 41 年度（計画目標年次）まで 100%を維持します。

4. 生活排水処理の将来予測

1) 処理形態別人口の予測

処理形態別人口の予測結果を図 4-8 に示します。

生活排水処理普及率は、平成 37 年度までに 100.0%を達成すると予測されます。

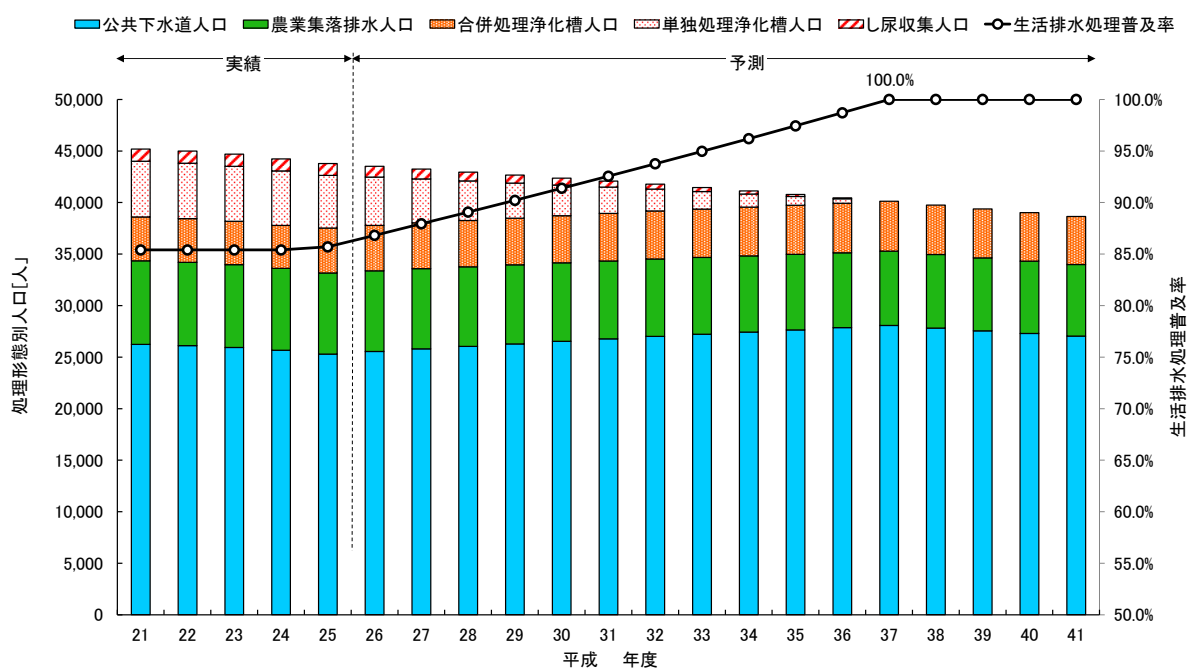


図 4-8 処理形態別人口の予測結果

2) し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測

し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測結果を図 4-9 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥排出量は、し尿及び浄化槽汚泥の収集人口の減少に伴い、減少傾向となると予測されます。なお、平成 41 年度のし尿排出量は 0kℓ/年、浄化槽汚泥排出量は 3,179kℓ/年となることが予測されます。

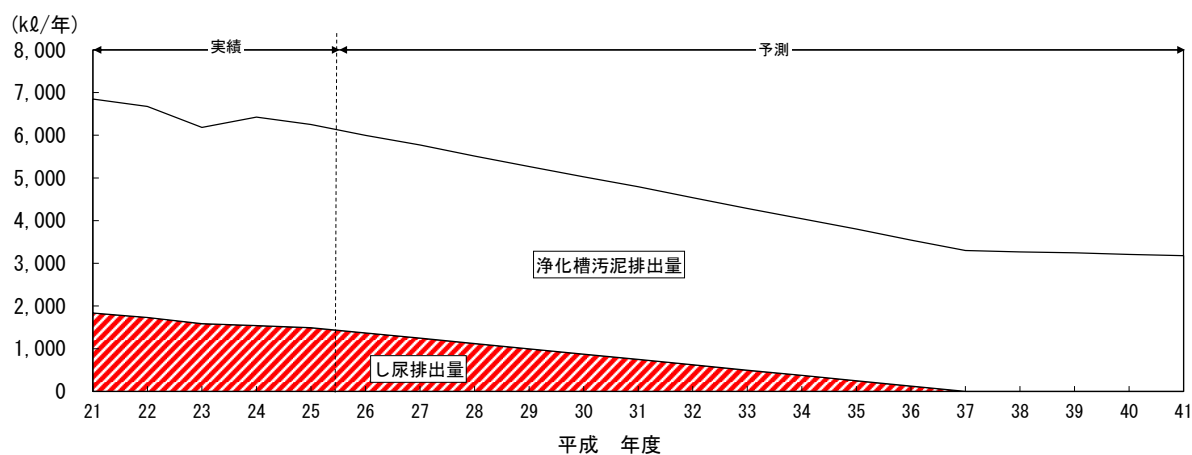


図 4-9 し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測結果

3) 脱水汚泥処理量及び搬出量の予測

処理処分量及び搬出量の予測結果を図 4-10 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥処理後に発生する脱水汚泥処理量及び搬出量は、排出量の減少に伴い、減少傾向となると予測されます。なお、平成 41 年度の脱水汚泥処理量は 233t/年、搬出量は 77t/年となることが予測されます。

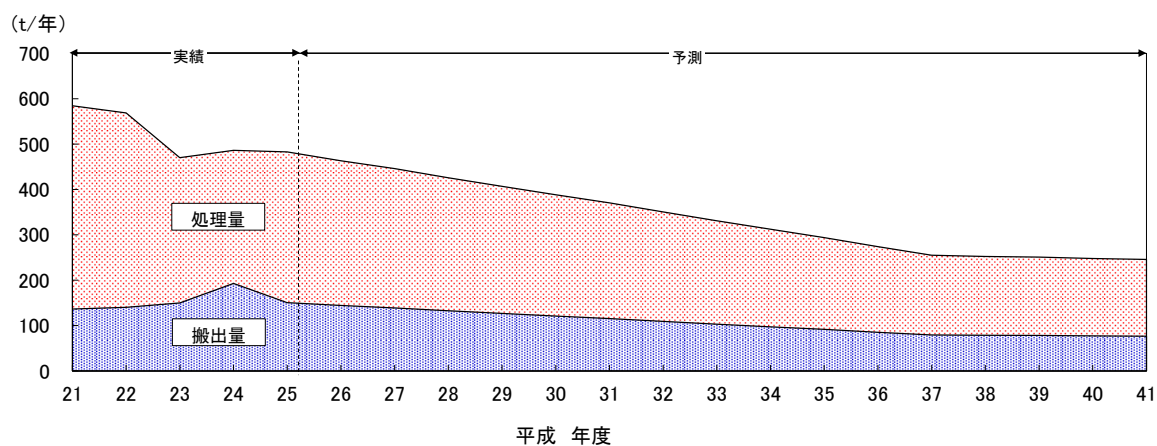


図 4-10 脱水汚泥処理量及び搬出量の予測結果

5. 生活排水処理計画

1) 計画の実施体制

生活排水処理計画の実施体制を図 4-11 に示します。

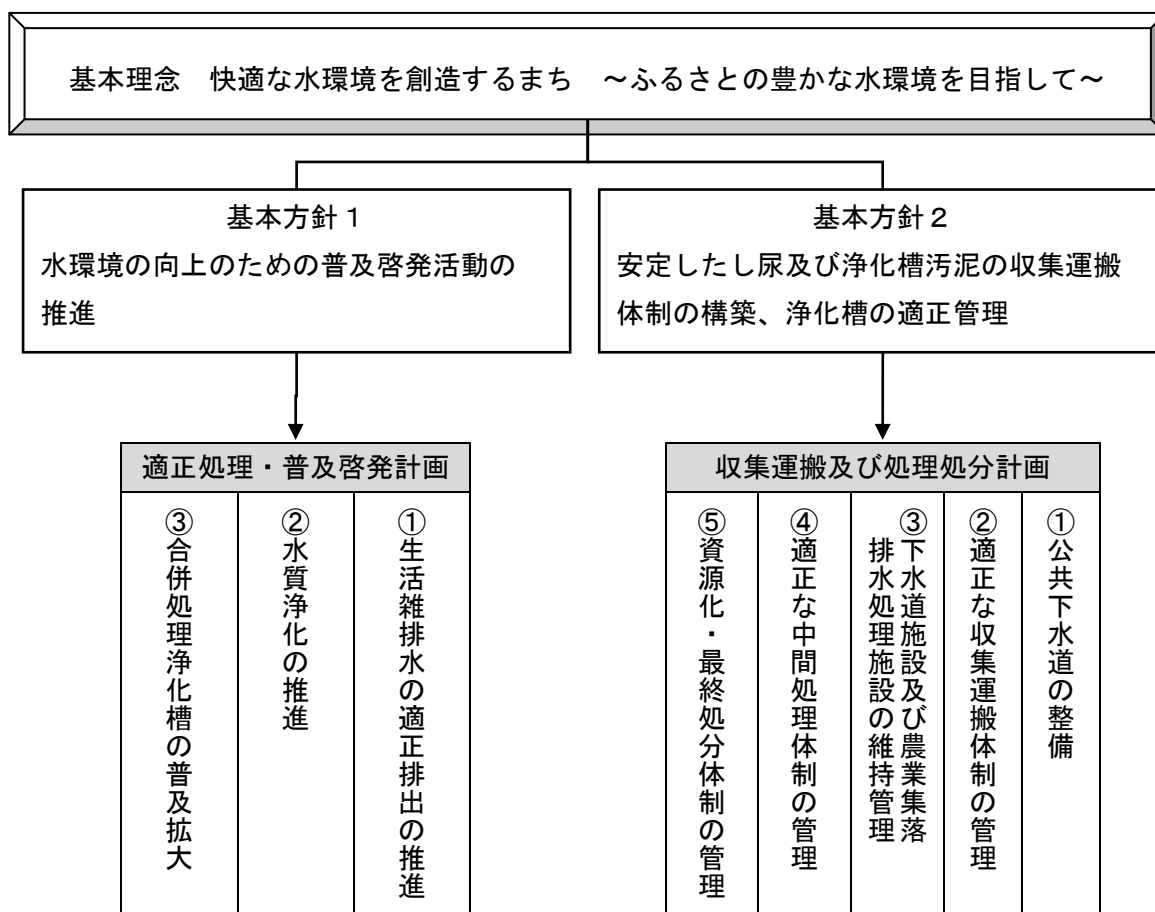


図 4-11 生活排水処理実施計画の実施体制

2) 市民、事業者、行政の役割

適正な処理体制の構築のため、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を理解し、主体的に取り組む必要があります。以下に市民、事業者及び行政の役割を示します。

<市民及び事業者の役割>

- ① 生活雑排水の適正排出及び排出抑制
- ② 公共下水道及び農業集落排水施設への積極的な接続
- ③ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への移行
- ④ 浄化槽の適正な維持管理
- ⑤ 普及啓発、環境学習への積極的な参加

<行政>

- ① 適正な収集運搬体制の継続
- ② 公共下水道及び農業集落排水施設の維持管理
- ③ 適正な中間処理体制、最終処分、資源化体制の継続
- ④ 生活排水処理に係る普及啓発活動及び環境学習の実施

3) 将来の処理体制

将来の生活排水処理形態を表 4-11 に示します。

将来の生活排水処理は、現状の処理体制を継続して行うほか、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り世帯は、合併処理浄化槽への移行を促進します。

表 4-11 将来の生活排水処理形態

生活排水処理形態	管理主体	処理施設	将来計画
流域関連公共下水道	茨城県	霞ヶ浦浄化センター	継続
流域関連特定環境保全公共下水道	かすみがうら市	霞ヶ浦浄化センター	継続
単独特定環境保全公共下水道	かすみがうら市	田伏浄化センター	継続
農業集落排水施設	かすみがうら市	各地域農業集落排水施設	継続
合併処理浄化槽	設置者	石岡クリーンセンター	継続
単独処理浄化槽	設置者	石岡クリーンセンター	合併処理浄化槽へ移行を促進
し尿汲み取り	設置者	石岡クリーンセンター	合併処理浄化槽へ移行を促進

4) 生活排水処理計画

(1) 適正排出・普及啓発計画

① 生活雑排水の適正な排出の推進

公共用水域の保全の観点から、生活雑排水対策や浄化槽の適正な維持管理を推進するための広報・啓発活動を積極的に実施します。

また、生活雑排水による水質汚濁を防ぐため、廃食用油の処理方法、洗剤や石鹼の使用量は適量にする、食器を洗う前には油汚れを拭き取る、調理くずや食べ残しは生ごみとして適切に処分し、雑排水に含めて排出しない等、生活雑排水に含まれる汚濁物質負荷の削減について広報・啓発による普及を図り、環境負荷の少ないライフスタイルの確立を目指します。

② 環境教育の推進

生活雑排水対策を推進するためには、市民の意識啓発が必要であり、幼年期からの環境教育を積極的に行う必要があることから、市で企画している「恋瀬川探検隊」や茨城県霞ヶ浦環境科学センターを活用した環境学習の拡大を図るほか、霞ヶ浦問題協議会と連携して協議の場を設ける等市民の意識高揚を図り、霞ヶ浦を含めた公共用水域の環境保全を図ります。

③ 合併処理浄化槽の普及拡大

公共下水道認可区域外及び農業集落排水施設区域外の地域では、地域の実情に沿って、合併処理浄化槽への転換に向けた指導・啓発を推進し、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り人口を減らしていきます。

(2) 収集運搬及び処理処分計画

① 公共下水道の整備

公共下水道認可区域では、下水道接続率向上のための未接続世帯に対する戸別訪問、文書等による指導・啓発を推進していきます。また、下水道事業の安定的な経営を堅持していくため、適正な料金の設定を検討します。

② 適正な収集運搬体制の管理

石岡クリーンセンターに搬入されている、し尿及び浄化槽汚泥の収集量を整理・把握し、必要に応じて関係機関との協議を行ったうえ、収集運搬体制の適宜見直しを図ります。さらに、委託及び許可事業者に対して、生活環境に配慮した収集運搬業務を心がけるよう指導を行います。

③ 下水道施設及び農業集落排水施設の維持管理

整備した供用開始区域の下水道施設及び農業集落排水施設の維持管理を徹底し、機能維持並びに処理水や汚泥の適正管理に努めるとともに、災害時における事故防止に努めます。

④ 適正な中間処理体制の管理

石岡クリーンセンターで処理されているし尿及び浄化槽汚泥の処理量を把握し、適正な処理体制維持に努めます。また、現在の処理体制を継続して行えるよう、事業主体との連携を図るほか、合併処理浄化槽の設置事業者には、適切な維持管理に向けた指導を行います。

⑤ 資源化・最終処分体制の管理

処理後に公共用水域に放流される処理水の水質管理を徹底するほか、中間処理後に発生する脱水汚泥は、更なる堆肥還元先を検討することで堆肥化処理量の拡大を図り、埋立量削減を図ります。

第5章 計画のフォローアップと事後評価

一般廃棄物処理基本計画におけるPDCAサイクルを図 5-1 に示します。

計画の達成状況を把握し、本計画に定める事項を総合的・計画的に進めるため、事後評価を実施します。実施に当たってはPDCAサイクルの導入を行い、点検・見直しを計画的に行っていきます。

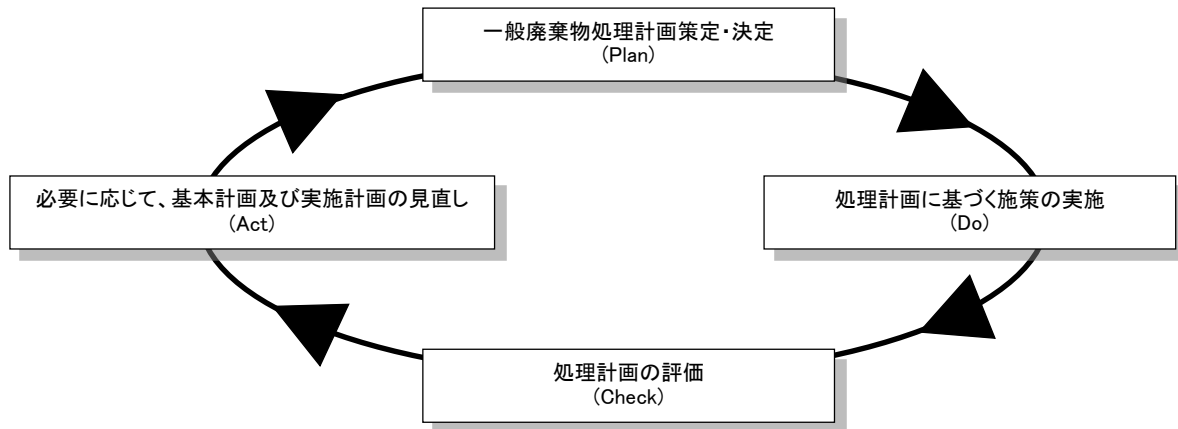


図 5-1 一般廃棄物処理基本計画におけるPDCAサイクル